

東日本大震災復興構想会議（第9回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成23年6月11日（土）13:00～17:50

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

議長	長	五百旗頭 真	防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理		御厨 貴	東京大学教授
委員		赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館館長
		大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
		河田 恵昭	関西大学社会安全学部長・教授 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
		玄侑 宗久	臨済宗福聚寺住職、作家
		佐藤 雄平	福島県知事
		清家 篤	慶應義塾長
		高成田 享	仙台大学教授
		達増 拓也	岩手県知事
		中鉢 良治	ソニー株式会社代表執行役副会長
		橋本 五郎	読売新聞特別編集委員
		村井 嘉浩	宮城県知事
特別顧問		梅原 猛	哲学者
検討部会長		飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
政府側出席者		松本 龍	内閣府特命担当大臣（防災担当）
		福山 哲郎	内閣官房副長官
		瀧野 欣彌	内閣官房副長官

(議事次第)

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 議 事
 - (1) 検討部会における検討の状況について
 - (2) 自由討議
4. 閉 会

<配布資料>

検討部会における検討の状況について(部会長提出資料)
御厨議長代理提出資料

<委員からの提出資料>

大西委員、玄侑委員、佐藤委員、高成田委員、達増委員、村井委員

○議長 それでは、第9回「東日本大震災復興構想会議」を始めさせていただきたいと思
います。

本日は、思えばあの震災からちょうど3か月目でございます。昨日、衆議院で基本法が
通過した。なお、参議院が残っておりますけれども、本会議及び復興構想全体の法的基盤
というものがこれで確立されたということだと思えます。政府の皆さん方の御尽力にお礼
を申し上げたいと思えます。

本会議といたしましては、発足以来、ほぼ2か月、今日で9回の会議を持つことになる
わけでありましたが、時に遅いというお叱りを受けながら、着実に正攻法で議論を進めてき
たつもりであります。本日から、その最終局面に入るときを迎えていると思えます。

今回は、前半においては、これまで2回やってきましたように、検討部会の方に依頼し
て詰めてもらっていたものの返答をいただくというものでございます。後半からは、御厨
議長代理の方で用意してもらった、我々が今月中にとりまとめる提言の骨子案のたたき台
について説明をいただき、皆さんからいただいているコメントと合わせて詰めるという最
終局面の作業に入らせていただきたいと思います。大事な週末、お天気もよくないなか、
皆さん、本当に今日はお集まりいただき、ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○議長 まず、委員の出席状況でございます。

安藤議長代理、内館委員、森部会長代理が本日は御欠席であります。橋本委員は、遅れ
てお見えになるということでございます。

なお、政府の方からは、松本防災担当大臣、福山副長官、瀧野副長官に御出席いただ
いております。ありがとうございます。

それでは、さきに申しましたように、今日は大きく2つの課題で合計4時間を予定して
おります。前半部は検討部会での作業状況について報告を受けるということございま
す。テーマに即して、飯尾部会長より報告をいただき、討議をお願いしたいと思います。

検討部会からの報告を受けた討議は3回目でありまして、一応、本日をもって終
了することになると思っております。なお、どうしても緊急にこれを検討せよというこ
とがあれば、また飯尾さんのところでも無理を言うかもしれませんが、予定では、本日の前
半部で宿題返しを終わっていただくということになっております。飯尾部会長、どうぞよ
ろしく申し上げます。

○飯尾部会長 それでは、前回までに御報告いたしましたこと以外のポイントでございま
す。ただ、幾つかお話の中で個別に出た問題があるのでございますが、余り長時間になっ
てはと思ひまして、大きなところにまとめてお話しをさせていただくということでお許し
いただきたいと思います。

「部会長提出資料」を見ていただきますと、今日大きくは2つに分けておりまして、1
つは「減災・地域づくり」というグループでございまして、もう一つは「その他」でござ
いまして、いろいろお話のあったものをまとめたものでございます。

1 ページでございます。最初に、津波・防災まちづくり、あるいは地域づくりに関連する手法ということでございます。ここでも個別に、高台に移転する、盛土をする、土地を交換する、買い上げる、その他のさまざまなことが話題になっております。しかしながら、まず現在ある制度がこういうものだということを確認して、それに足りないところはこういう話だということをしないとイケないものですから、関連する諸制度についてまとめる中で、それぞれの論点をお話するようにさせていただきたいと思っております。

1 ページ目は「防災集団移転促進事業」でございます。

これは高台移転ということを考えてときに一番参考になるこれまであった制度でございます。ただ、非常に細かく制度を書いておりますけれども、実例を見ていただいてもおわかりのように、雲仙・普賢岳の噴火であるとか、有珠山の噴火であるとか、あるいは新潟県中越地震等で利用された制度でございます。

これは基本的には事業でございますが、この事業の特徴は、実は日本の法体制の建前と申しますか、原則では、私有財産の補償をしないことになっております。民地については措置をしないわけでございますが、これは防災ということにかんがみまして、住宅地について造成をするということを事業として行うという制度でございます。こういう制度でございますが、ここで書いておりますように、住宅団地を10戸以上整備するというので、市町村がやるということになりましたら、それに対して国が補助をするという制度でございます。

細かいことは省略いたしますが、ただ、これを使うということは今回も非常に考えられることでございます。しかしながら、少し見ていただきますと、10戸以上という形の順番になっておりまして、これまで実は、物すごく巨大な地域をこれで移したということはないわけでございます。規模が変わってくるといういろいろな問題が起こってきますのは、基本的にこの制度は住宅を移す制度でございますが、大きくなって町になってきますと、お店があったり、あるいは病院とか、さまざまな施設がございます。そういうことを現行でこれまで余りしたことがないということで、どうしたらよろしいかというのが1つの論点になってくるわけでございます。

2 ページ目は、芦屋の例が出ておりますけれども「被災市街地復興土地区画整理事業」です。土地区画整理事業の一種でございますが、基本的には土地を持っている方が権利関係を調整して、土地のやりとりをするという制度でございますが、被災市街地の場合、住宅地を集約するとか、幾つかのことができるようになっております。土地区画整理事業自体は全国で行われている事業でございますが、ごく普通でございますから、今回も被災したところを再建するために用いられるというのはよろしいわけでございます。

ただ、阪神・淡路大震災のときと今回違いますのは、阪神・淡路大震災のときは、皆さん土地をお持ちの方が地元で区画は整理して、少々の入れ替えはございますけれども、地元で再建されるわけですが、これが違う場所に移るとなると、これまでやったことがないことをしなければいけないということでございます。そういう点になると、どうい

ふうに考えるのか、規模が大きくなってきたり、違う場所で交換するのはどうするのかということを考えないといけません。

後でも少し触れますけれども、基本的には市街地内部の話でございますが、高台移転などになってくると、市街地以外の農地であったり、森林であったりするところに土地が移る可能性もございまして、これはこのままするというわけにはいかない制度でございます。ただ、これは非常に有力な制度でございます。

3 ページ目は「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」でございます。

これもこういう住宅地があったときに、排水をよくするとか、崩れたところを直すということでございます。ただ、基本的には滑動崩落する恐れの大きいところになされるわけですが、左側の真ん中辺りを見ていただくとすべての要件ということで、10 戸以上とか、盛土の面積はよろしいんですが、道路、河川、鉄道などに被害が及ぶということを条件にしております。公共事業でございまして、民地にそのまますることはできないので、こういう公の施設であるようなものにそういう被害を与えるということを条件にこの事業をするというのがこれまでやってきたことでございます。ですから、ただただ盛土が崩れるということをこういう事業でやったわけではないということが1つの留意点でございます。

4 ページ目は、これまでは大体国土交通省系の事業でございますが、先ほどの土地区画整理事業の農地版といいますか、土地改良事業というものがございます。これはここに書いてありますように、大体ばらばらで不整形の農地を大きくまとめて耕作しやすくすることとございまして、さまざまに事業の概要は書いてありますし、あるいは被災地特例ということになっておりまして、そういうこと言うと、さまざまなが一緒にできるようになって、これはこれまでも手当がされていて、少し柔軟に扱えるようになっていくということとでございます。絵を見ていただくとおわかりのようなことをしているということとです。

ただ、今回、この場合も難しいのは、大体農地があるところで農地同士を調整するのが原則でございます。勿論、その中には農家の宅地などがありまして、小規模には移したことがあるわけでございますが、市街地と農地を入れ替えるということはこれまでしていないわけとございまして、今回、海に近い危ないところを農地にして、丘の上に住宅が移るということになってくると、小規模な農地と宅地に入れ替えはありますが、大規模なことは余りやっていないということになると、これも考えないといけないという課題でございます。

実はこういうことが代表的な例でございますが、先ほど雲仙・普賢岳のこともお話をしました。なかなかこれまでの制度1つだけではぴったり合わないということで、さまざまな災害のたびに複数の制度を組合せるということで、実質的にその事業を行うということが行われてきたわけとでございます。

余り詳しくはお話いたしませんけれども、順に見ていただきますと、5 ページ目の左側は雲仙・普賢岳でございます。これは非常に大きな被害が出たわけとございますが、ここ

で再建をするというときに、安全な土地に移っていただかないといけない。火砕流等があるものですから、低いところに流れてくると非常に危ないので、かさ上げをするということが必要になります。ところが、このかさ上げというのは、基本的には何か公共の目的がないとできません。このときは、基本的にはかさ上げ事業は市の単独事業として行いました。ただし、これは土を捨てるお金がここに書いてありますが、土砂処分料ということで90億円を出しまして、それを充当して、盛土をして、かさ上げをして、土地をつくったその上に土地区画整理事業をかぶせていく。あるいはこれは一部農地の区画整理もしておりますが、そういう形で組合せにして公費を入れられるようにしたという例でございます。

ただ、これも非常に規模が小さいところでございます、大きくなってくるとどうなるんだろうということがあります。土砂の処分料というものがあるからできているわけでございます、公費がないと、自分のお家を建てるから自分でお金を出しなさいといっても、こんなに大規模な工事ではなかなかできない。

事業の外でございますけれども、これは全国的に有名になった事例で義援金等がたくさんありますが、受け取られる方の数が少ないものですから、1件当たり1,000万円ぐらいの義援金があったと聞いております。そうすると、この土地の上にお家をお建てになることも可能でございます。これはそういう特別な例があったというものでございます。

5ページの右側の例は、奥尻島の青苗地区でございます。地図を見ていただくと、海に近く低いところが津波にやられている。少しかさ上げをして、高い土地をつくらうということでございます。これも詳しくは申しませんが、関係している防災集団移転促進事業に漁業集落環境整備事業、まちづくり集落整備事業を組み合わせ、土を盛って移っていただくということがなされているということでございます。

更に複雑なものが6ページ目、福岡県西方沖地震で玄界島の復興でございます。

これは地図を見ていただいてもわかりにくいのですが、急斜面地に小さなお家がへばりつくように建っていたということでございます。これを何とかするのに小規模住宅地区改良事業というものがございまして、不良と書いてありますけれども、もう少し安全なお家に住んでいただく必要があるときには、こういう住宅を除却し、代わりに住宅を建てるという事業がございまして、建てるといってもなかなか大変だということになりますと、所得の十分でない方には公営住宅を建てるということとを組み合わせ、こういう事業をしているということでございますので、例えばこういう崖地であります、公営住宅を建てて、エレベーターを付けて上に上がれるようにするとか、いろいろな工夫をしたという事例でございます。

以上、申しましたように、実は現在の法体制の中で災害が起こるたびにさまざまな工夫がなされておりますけれども、いずれもどちらかというと小規模だから可能だという、知恵を絞ってやるということが可能だということでございまして、今回の場合、こういう既存の制度の組み合わせだけでできるのか、あるいは思い切って津波ということ考えた制度をつくるのかということは考えられるかなということは検討課題だということでござい

ます。

7ページ目は、こういうものと対象するために、この前、減災という考え方をいたしました。津波が来ても被害を防ぐということですが、今の制度でいうと、例えば危ないところに住んではいけないというのは、いつかここでも話題になりましたが、建築基準法第39条に基づく災害危険区域というものが設定されます。その災害危険区域が設定されると、危ないところに家を建てて住んではいけないとすることができるのでございます。

ところが、実はこれが指定されている例が極めて少ないわけでございます。たまたま今回の被災地である南三陸町、旧志津川でございますが、非常に大きな被害のあったところに少し指定されている地区がございます。しかし、指定をされている地区はどういう地区かという、堤防の外側で、それは堤防の外側に住むと危ないというのはだれでもわかるものですから、それを禁止するということはできているわけでございます。ところが、堤防の内側でいざ大きな津波が来ると、堤防を超えるかもしれないというときに、住んではいけないということが言えるかという、これはなかなか難しいので、何かの制度を考えることもあるかもしれないということでございます。

8ページ目は、もう既に話題になっておりますが、同じく建築基準法第84条でございます。これは建築制限をかけて、今回特例法によって延長されているというものの御説明でございます。これは何回も出てきているお話でございます。

そういう点で考えますと、こういうことも今後、減災という考え方をとった場合には、ここにはこういう堅牢な建物を建てれば住んでもよろしいとか、あるいはここは住んではいけないけれども、産業用地として使ってよろしいということを考える余地があるということの御説明でございます。

9ページ目は、簡単には言い切れないものを非常に割り切った問題でございます。先ほど、農地と住宅地の交換が難しいという話をしましたが、今の法律であるものとなないもの、絶対できないわけではないんですけれども、農地から農地は土地改良法、農地から市街地は土地区画整理法と土地改良法を組み合わせればよろしいし、あるいは市街地から市街地は土地区画整理法。これは今、御説明したとおりでございます。ですから、どちらかという、農地が市街地になるということは、これまでも多くやってきたわけでございます。ただ問題は、市街地が農地になるということでございまして、大規模なものは余り例がないし、余り手当がされていない。今回そういうことをしたいと考えると、何か考えないといけないということでございます。

ただ、1つだけ要注意がございまして、制度がないだけではなくて、根本的な難しさがあるんです。農地が農地になるということは、それほど地価が変わりません。農地が市街地になるというのは、普通大体地価が上がるわけでございます。市街地が市街地というのも大体同じでございます。ところが、市街地が非常に制限の強い農地になるということは、一般に地価が下がるということが予想されまして、そうすると交換するというのは容易なことではないという実質的な問題があつて、このようになっているということでございます。

すので、それについて何か考えないといけないということがある。

これは問題点の指摘だけで恐縮でございますが、以上が大体现行の制度についての解説でございます。

更に、これまでに御注文のありました点をここに加えております。これは交通ネットワークの話でございまして、いつか鉄道の話が出ました。これが10ページに出ております。

こちらは鉄道がさまざまに被害を受けておりますが、大きく分けて2つの事例がございまして、平野部で大きな被災をしているものについては、同じ場所に同じ高さでつくっていたのではまた被害を受けるかもしれませんので、場所を変えるとか、構造を変えるとかを考えないといけないという類型がございまして、あるいはトンネル区間でほとんど被害はないけれども、出ている部分だけということであれば、それに対してすることもできるということでございます。

ただ、1つ、2つ問題があるとしみますと、ここには書いておりませんが、左側のようにルートを変更するとなると、それ自体として用地を確保しないといけないとか、構造を強くするので、そういうことを求めるとなると、事業者に対してどういうことを言ったらよろしいかという問題がございまして。

あるいは右側の方は問題なさそうに見えますが、実際はかなり経営が苦しい、そんなにたくさんの乗客がいたわけではないということになると、橋だけつくれば復旧できるのではないかというだけではなかなか復旧しないということでございます。これが問題点でございます。

11ページ目は、ここでもしばしば話題になりました道路でございます。これは皆様の議論を整理しただけでございます。ここでのポイントは、基本的には右側の絵の方で①と書いていますように、被災地域をつなぐような道路が必要だということではありますが、それだけではなかなか難しいので、それを肋骨といいますか、それをつなぐように横断する交通網も必要であります。

あるいは災害ということを見ると、日本海側にももう一つネットをつくるということは考えられるということでございます。これはするかどうかは、勿論予算の都合もあるわけでございますが、一応そういうリダンダンシーと申しますか、災害に備えて二重、三重に備えをつくると考えると、例えばこういうことが考えられるということでございます。

これはせっかくそういうふうに申しましたので、12ページは港湾についてまとめておりますが、それなりの復興ということになると、早期回復だけではなくて、災害に強い港湾ということをお考えということがあり得るでしょうということを申しております。

13ページ目は、バスとかそういう状況もございまして、あるいは生活交通の確保ということも具体的にそれぞれ工夫をしていかないといけないというのを図で示しておりますので、これはごらんいただければと思います。

14ページ目は、ここでも何回か出ました物流関係でございます。緊急に物資輸送についてそういう備えをしていくということ。それはまた通常の物流についても災害に強いとい

うことを考えるためには高度化を図っていくことも課題だということでございます。

とりあえず、最初の減災・地域づくりのグループは以上でございます。

もう一つのグループは「その他」となっておりますが、ここで宿題に出ているものをそれぞれ分けてお話しをするということです。

これは何回も御指摘いただいておりますイノベーションを通じた新産業・雇用の創出ということでございます。雇用を促進するとしても、そもそも産業がなければ成り立たない。しかし、産業ができるというのはどういうことだろうかという、基本的にはイノベーションということで、新しい産業が立地していくということが必要でございますので、東北の強みを生かして、さまざまな工夫、自治体の協力もありますし、あるいは大学が核になるということもあるかもしれません。いろいろなことを組み合わせて、さまざまな主体が協力して、先導的な研究開発モデルをつくり出して、世界に発信する。そして、それを基に産業をつくっていく。更にそのことが、実は被災地で今、問題になっていることを解くということにつながると、更に有機的な意味が出てくるだろうということを考えているわけでございます。

16 ページは、抽象的に言ってもあれでございますが、これは本当にされるかどうかは別にして、ややおせっかいではございますが、こんなことが考えられるのではないですかということをヒアリングいたしまして、書いたということでございます。

例えば一番上は、今回、津波によって海の中が荒れているわけでございますが、それを研究するというのがいろいろな成果を生み出す可能性がございます。そして、これを調べてみますと、ここは東北マリンサイエンスネットワークというものを既にやっているわけでございます。ところが、これに関係する機関、例えば東京大学の施設などは非常に大きな被害を受けているわけございまして、それを単に復旧するだけではなくて、更に強化をして、研究ネットワークをする。そうなってくると、例えば地元の水産業についてもよい影響があると思われまして、あるいは研究自体で世界中から人が集まってくるということも考えられますので、そういうことが1つ考えられるのではないかとございまして。

下の方は、産学連携による東北発のイノベーションでございます。東北大学は材料科学とか、物理・化学というのは世界のトップレベルの水準にあるわけでございます。実際に大学発のベンチャー企業もたくさん出しているということでございますし、いつか御説明したように、この地域は非常に製造業が強いわけでございますから、これにもう一歩てこ入れをして、例えばこれに類似の分野で強い国の研究機関と共同のプロジェクトを起こすとか、プロジェクトの単位でさまざまな支援をすることによって、こういう新たな産業群が生まれてくる。そうすると、産業集積という形で、事実的に産業発展が見込めるということも考えられるのではないかとございまして。

17 ページでいきますと、これまでも東北地方、例えば岩手県内にもそういう医療に強い市町村がございますけれども、そういうところと例えば東北大学を始めとして、地域大学

でも有力なところはたくさんございます。そういう大学が連携をして、こういう新たな次世代型の医療ネットワークをつくる。例えば ICT を活用するとか、あるいは遠隔医療をするとか、そういう実験を既にしている地域があるものですから、更にそれを強くすることによって、新たな関連の産業もできてくるし、あるいはこの地域は職業教育というのが強い地域でございますけれども、医療人材が育成されるということが総合的に考えられるのではないかと。この前、地域包括ケアのお話をいたしました、その背骨になるような研究ができるのではないかとというのがここの発想でございます。

17～18 ページにかけてでございますが、原発事故の問題が起こっているわけでございます。何とか早く現地が復興するためには、やはり研究というのは非常に大切でございます。さまざまに環境修復に関する技術の確立をする、あるいは関係する技術的知見を集めてくるということを考えると、さまざまな支援策があるわけでございます、それを集中・集約するとともに、関係機関が集まって、協力して研究を進めていくということが大切なのではないかと。そうすると汚染された環境を早期に浄化ということの研究するとともに、例えば 18 ページの上の方は、農地の除染の話をご代表例として出しておりますが、そういうことを組み合わせる大きな研究プロジェクトを地元を立てていくということが、やはり将来の地元の発展にとっても重要な意味を持つと考えてみたわけでございます。

そういうことがどちらかというと、そういう研究と製造業、その他のものとの関わりであるとする、18 ページの下の方は、農業だけに限っても、前回、産業としての農業の再興ということをお話したわけですが、そういう土地の整理をして、新しい産業をつくる際には大規模な実証実験ということもやってみて、それで更に事実は高まっていく。コストを下げるだけではなくて、高付加価値ということも考えられますので、双方をやっていくという意味で、いろいろな研究をするという余地があるのではないかとこのことをここで例示させていただいたわけでございます。これが第 1 のグループでございます。

少しだけ話題になったことで、違うタイプのことが 19、20 ページに出ておりますが、情報通信技術でございます。検討部会は比較的専門家が多くて、このことを話題にしてみました。細かくは御紹介いたしません、やはり現在、復興するとなると、例えば阪神・淡路大震災の後とも比べましても、こういう技術が非常に進歩をしているわけでございます、復旧・復興期からこういう技術を最大限に生かしていくことが非常に重要だと思っております。これをいかに生かすかによって、これまで解けなかった問題が解けてくるということが重要ではないかと。

例えばこういう技術を生かしている避難所においては、支援物資などの配分も非常にうまくいっていると聞いております。それをもっと広げていくということでございますが、その活動の一番重要なことは、20 ページに書いておりますように、震災直後から復旧期について、勿論インフラを整備しますし、情報の発信・提供とか、いろいろなことをするのですが、それをやっているうちに何が起こってくるかと、地元の皆さんがそういう技術になじみが出てくるということです。ですから、最初は避難生活をしていたりする

中で、そういう道具が便利だということで使っていくと、これまでそういう技術になじみのなかったお年寄りであっても、そういうことになじんでいく。あるいはさまざまな働く上でも力を持っていくということになっていきますと、その上で力がついてくると、例えば将来働く場合でも、なかなか仕事が得やすくなるということが第1の問題であります。

それを更にクラウドを利用したというのは、例えば今回の場合は、市役所に文書で置いていると、津波が来ると全部書類が流されてしまいます。それをどこかでデータとして預かっておれば、すぐに復旧するということもありまして、そういう社会インフラを高度化すると考えますと、そういうことは医療とか、そういうことでも使える。この前、カルテの話をしていただきましたけれども、そういうことになってきますし、それを利用して、人々が例えば避難生活を送っていても、地元の皆さんと意見交換をするということになると、地理的に離れていても、地元の皆さんとのコミュニティのつながりを生かせるということにもつながってきます。

あるいはそういうことに慣れてくると、更に仕事をする上でも、産業再生の方にもそういう能力を持っている人が多いということが大きな意味を持ってくるということもございます。今回、復旧・復興において、これを活用することは、地域の将来の発展にとっても大きな意味があるということのアイデアでございます。

それから、21 ページは文化振興ということの宿題をいただいております。ただ、このことが実は調べてみますと非常に難しいわけございまして、やや散文的になっておりますけれども、例えば21 ページの絵を見ていただくと、右側に書いてあることは当然のことございまして、地域の文化財とかさまざまなものを復活させていくということ。これは勿論、お寺にあるものを含めてでございますけれども、そういうことをするし、さまざまに瓦れきの中からそういうものを救い出すということも重要でございます。あるいは施設系のものであれば、それが復旧するということは大切なことでございますけれども、もう一つ問題なのは、今回のように大規模な災害に襲われますと、埋蔵文化財の問題も非常に重要になってくるわけございまして。早期に復旧するためには埋蔵文化財の調査も迅速に行えないとなかなか次に建物を建てられないものですから、そういう手当てもしながらでございます。

どちらかというところまであった文化を復活させていくということと、もう一つは、新しい文化をつくり出すということも必要。その土台の上に乗ってではございましてけれども、必要ではないかと考えますと、現在も文化あるいは関連するもので言うとスポーツがあると思っておりますけれども、地域住民の元気になっていただこうと、外からそういうふうを訪れて文化的な行事をされるということ、スポーツの行事が行われるということがあるわけでございます。

ただ、せっかくでございますから、そういう機会が後にも続くようにしていくということになると、それをきっかけとして震災で苦しかったときにそういうことで楽しみがあったと、では自分たちでもっとやっつけていこうとなってくると独自の地域の特性に応じたよう

な新たな活動がどんどん生まれてきて、これを将来大切に育てていくとなると、地域の文化、文化資産になってくるのではないかと考えまして、そういうことを非常に今つらい中ではございますけれども、そういう文化的なことでも励ますとともに将来を展望するということがどうだろうかという議論して考えてみたということでございます。

22 ページに書いてありますことは、もう一つ別の同じときにいただいた宿題でございます。学術研究。今回、せっかくさまざまに調査をするのであれば、一流の調査をするべきだということを御提案いただきました。ただ、調べてみますと、例えば河田委員始め、中央防災会議でもきちんと調査を組んでおられますし、さまざまなグループ、学会がやっているとか、緊急資金もそのために使われている資金もございまして、さまざまな調査が行われているということがよくわかったわけでございます。

ところが、1つ2つ私どもが考えてみますとやはり足りないところがありまして、1つは、さまざまなグループがどんどんやっているけれども、その連携はどうだろうかとなると、せっかくでございますからそういう成果をまとめるということが大切であって、そうすると、専門家がアクセスをする、一般の方がアクセスをする。一部の学会でいきますと、一般の方もわかりやすいように研究成果を発信しようと。津波の状況が見られる、例えばインターネットのサイトをつくっておられる学会もありますけれども、そういうのもっとわかりやすくするとこういう理解も深まるし、あるいは専門家は専門的な研究成果が手に入れられるようにするということが国が支援すべきではないかと思っております。

もう一つは、今、少しこの研究の中で遅れているのではないかとということでございます。非常に微妙な問題ではございますけれども、被災者が有する情報、とりわけ被災者の方へ逃げたときにどうでしたかとどんな逃げ方をしましたかとか、どんな気持ちでしたかということは、今後の災害を考えますと物すごく重要なことでございます。

ただ、勿論、被災者の方には心の傷ということもございまして、それをいきなりよそ者が聞くというのは難しいことでございます。そこで私ども議論しますと、それは個人情報保護とか被災者の心情あるいはさまざまな人が押しかけていくというのも非常に具合が悪いものですから、これを調整しまして、被災者の心情を損なうことなく、しかしながら被災者がどういうふう逃げたんだらうかということの研究することが次の災害のときに犠牲者を少なくするというに役立つものですから、これは是非調整しながらやるべきだということを考えた次第でございます。

23 ページ、関連することですが、ここではしばしば出て、重要性については申すまでもないことでございます。災害の記録を残すということで、ここで出ておりますように、さまざまな記録などは失われる可能性がありますから、早期にそういうことを収集するということでございます。

これは地元の感情からすると、ああいうふう災害遺産と言われても、悲惨な状況を思い出したくないからあれは撤去してほしいという御希望と、それが見えればいつまでも思い出して二度とこういうことを起こさないということの誓いになるんだということの両方

あると思いますので、そこは地元の皆さんの気持ちをくみ取ってやっていかないといけないということでございます。

勿論、そういうことを集めましたら、当然のことでありますけれども、一元的な保存・管理の仕組み、これは例えばアーカイブを設ける、博物館を設ける。建物を建てて、あるいはそこに必要な管理をする人を設けて見に行くということが基本的なことになってくるということだと思えます。

逆に言うと、それがそこにとどまることなく、例えばそういう中心施設があったとしても、その周りにそれぞれの市町村とか学校には関連するものを置いてあって、地元の方が日ごろから目にすることができるというのも非常に大切なことでございます。ですから、地域の自治体とかさまざまなことを協力しながらコンソーシアムと言っておりますけれども、そういうことをして、あるいは民間の方でも協力していただくということも大切であります。

あるいは議論をしているときにこんな議論が出ました。先ほどの ICT とか情報通信技術でございますけれども、今はさまざまな技術がありまして、GPS などを使ってその場所にいるということを機器が覚えるということがございます。そうすると、例えば津波被害で悲惨であった状況を画像に撮っておいて、それでフィールドミュージアムといいますか、その場所に行って操作をしますと、その場所が津波のときどういうことになっていたか。復旧するとき、復興するとき、どういうふうに復興していたのかその場所で見られるということが技術的に可能だとすると、例えば先ほど物を残すのは忍びないけれども、いつもその場所においてそういう機器を持てばそれを見ることができる。では、それを見ていつも思い出して災害のときはこうだったと、こんなところにいたら津波に飲まれてしまうから、いざというときは逃げなければということを目ごろ思い出すということもあるだろうと思えます。勿論、こういうことはいずれ原発の事故が収束したときにはそういうこともいろいろ考えられるのではないかと考えておりますけれども、そういうことを考えていく。

その中につらいことだけではなくて、楽しい思い出というのも一緒に入れていくということで発展をしていくということを考えるのも大切ではないか。ですから、昔からこんなに豊かな土地であったということを思い出して、復興に力を付けるということも大切ではないかというような議論をしております。

そういうことから考えますと、23 ページの下の方は、基本的にはこういうことは日本国内でと思っておりましたけれども、今回の津波の被害あるいは原発の事故というものは世界中から注目されておりますし、援助も受けております。これを国際的な共通財として助けてもらった以上は世界に発信していくということも大切でございますから、会議などをするということも大切でございますし、他国で同様の災害が起こったときに被害を少なくするために協力するというのは当然のことでございますので、そういうことも考えると書いてございます。

以上が大体駆け足でいたしましたけれども、これから残っておりますのは何回も議論になります。

したことでございます。

財源のことをごさいますして、これを調査せよという宿題をいただいておりますので、こういう整理をいたしました。まず、財源ということを考えるためには一応財政状況を考えないといけないものですから、これはほとんどの方、御案内のとおりでございます。

24 ページの上の方の絵は、一般会計の税収と一般会計の歳出との間に少し乖離がありまして、どんどん広がる傾向になっているということは少し苦しくなっているということでございますし、それが積もり積もっていますのが下の方の絵でございますして、特例公債と言われます赤字公債と建設公債がどんどん増えてきておるといのは御案内のとおりだと思います。

そういう中で 25 ページの前提として考えますと、そういうことをしておりますものから、残念なことではありますけれども、日本の国際的な評価はやや下がり始めているということございまして、右側に書いておりますのは、今回の災害をどのようにするかによってもっと厳しい評価にしようかという話が出始めているので少し用心しないといけないということでございます。

そこで災害復旧ということでありまして、やはり過去大きかった例は、阪神・淡路大震災でございますして、26 ページに比較をしております。これを見ますと、経済財政状況というのは先ほど出ておりですが、御注目いただかないといけないのは、名目 GDP というのは十数年経っておるのでございますが、実は減っておったりいたしまして、経済が大きくなっているわけではございません。

さまざまな数字は先ほど出たとおりでございますが、いつかここで出ましたように、65 歳以上の人口というのは人数も比率も非常に増えているということでございますし、社会保障給付というのはそのときに比べると随分増えているということで、同じようにはまいたらないということでございます。

そういうことでこの前御質問が出ました公債の種類ということを整理しましたのが 27 ページでございます。普通ありますのは上の赤字国債、特例公債と言っておりますけれども、これは一応法律の本則では発行しないことになっておるのでございますが、議決をして発行しておるものですから特例と言われているものでございます。

それと建設公債、復興債。これは今、国会で審議中でございますが、復興基本法案でそういうタイプの議論があるものですからそこに書いているということでございますが、ここは歳出・歳入の差額を埋めるというのが一番上の赤字国債でございます。これをどんどん出しているものですから、非常に財政は悪化しているのは先ほどのお話。

いつか御質問いただいた建設公債というのは公共インフラの整備をするということでございます。実は建前としてはこれだけが発行できることになっているわけございまして、これだけ発行すればこんなに借金は出ていないということでございます。御質問いただきましたのは、建設公債を出せば、例えば施設をつくるものであれば、いずれ将来世代がどんどん便益を受けるのでこれは大丈夫ではないかという話でございます。実は一般論とし

ではそのとおりなのでございますが、ただ、調べてみますと、議論してみますと幾つかの問題もあるということでございます。

1つは、将来世代が受益を受けるのでございますが、もう既に赤字公債を出してしまっているときだと借金が混ざり合ってしまうものですから、そうなっていると受益と負担との関係は不明確に全体としてはなってしまうということでございます。

今回の復興でもう一つ難しいのは、例えば防潮堤をつくるということを考えますと、実は防潮堤自体が過去借金をしてつくっていたと。返している最中にまた破壊されて、それでまたつくるといときにまたつくったものを将来世代の便益だと言ってよろしいのかどうかというタイプの問題がございまして、そういう点で言うと将来世代の便益というのはやや不確実だと考えられます。

この場で出た御意見を紹介しているのは次の人口減少・少子化が進むときには将来世代は数が減っておりますものですから、一人当たりの負担が増えてくるということでございます。そういうことがあるものですから、実は市場では建設国債と赤字国債はほとんど区別されていないというのが先ほどお示ししたことで、教科書的には御指摘のとおりであったんですが、現状なかなか難しいらしいということをお示しただけでございます。

ただ、今回、法律の中で書かれている復興債というのがありますものですから、そういうことについて少し勉強してみましたところ、こういうことでございます。他の国債とは区別するということですので、これはこういう復興目的だけに発行して、復興目的で使っていくということでございます。

更に償還を担保ということですので、償還というのは国債を返すということですから、何らかの増税が中心的なことでございます。ほかのこともあり得るかも知れませんが、そういうことをきちんと決めた上で発行するので、先ほどの上の方の赤字国債とか建設国債とは違うものになる。最初からきちんと償還するということがわかっている、決めてから発行するというのがこういう仕組みでございます。

復興財源というのは一時的だということでございます。一時的なものを一時的に償還するということはどういうことかということ、この言葉で言うと、今を生きる世代で確保ということでございますから、復興している最中に何とか返すというのは普通の考え方かなと思います。これはいろいろ御意見があり得ます。

ただ、今後の場合で例えば景気との関係ということを考えますと非常に大きな問題になりまして、復興は非常に大きな震災で被害を受けておりますので少し景気が悪い。それで発行すればどうかということなんですが、いろいろ検討部会で議論した中では、しかしながら、もう既にどんどん支出をしております。そうすると、例えば暮れとか来年になってくるとだんだん景気が上向いてくる。今から増税をすとかということを決めても、恐らくできるのは来年からだということになってくると、一番苦しいときに増税が起こるということは普通は余らないということだそうで、専門家の意見だとそういうことだそうでございまして、大体そういう方にずれるから景気の問題は普通そういうふう考えていると

ということが議論をされていてわかったこととございます。こういうことがいろいろあるという御説明でございます。

そのときに増税をするならば、28ページに出してありますのは、国税、地方税を合わせたもの、国税だけ、29ページは地方税だけということです。これは細かく解説していきますと切りがありませんので簡単にいたしますけれども、結局税金の種類は多いんですけれども、たくさん税収が上がっている税金の種類はそんなにはないということとございます。

そうすると、復興費に巨額の財政が必要であると、余り小さな税収のものを使うということだけでは間に合わないの、大きなところを何とかしないといけないのではないかとというのがこの中でも御意見が出たようなことが見えるという絵でございます。

それを実は御下問いただきましたので議論いたしました。前、御下問いただいたときにお話をしたこととございますが、実は検討部会において、では増税するとどんな税がいいんだという議論になりますと、正直申すと結論は出なかったということとございます。税金はそれぞれ種類があって、いいところ、悪いところがあるものですから、そうすると簡単に決められないというのが1つとございます。

両論ということもあるのでございますけれども、消費税みたいなタイプの方がよいという方もあれば、所得税のようなものがよいという方もあったりするということとございますし、これはなかなか決められない上に、実は議論しているともう一つの難しい問題は、税収とか税制改正というのはこの復興のためだけで議論しているというわけではないということとございまして、つまり、財政が黒字で、今回たまたま赤字が出るということであるとこれだけ議論ができるのでございますが、実は御案内のように先ほど御説明したように、非常に大きな財政、赤字が出ておりまして、これを何とかしようという会議も官邸で開かれていると聞いておりますけれども、そういうことを議論している最中だということとであります。

30～31ページ、さまざまな改正を今やっている最中なんです。そうしますと、実はこれとの関係はどうだというような議論が散々出ますと、ほかとの関係を考えないと我々がこの税がいいと思っても、ほかの改革でこの税を当てにしているということになってくるとなかなかその税を充てるというわけにはいかなくなってくるということとございまして、大変恐縮でございますが、検討部会では結局我々震災復興だけ考えているところで議論するというのは難しいなど、税は税で議論しているところで出していただく。税目というか、どういう税がいいかというのは税は税で議論しているところで議論していただいた方がいいのではないかと。ただ、我々が考えるべきことは、例えば震災復興の財源をきちんとすることによって必要な予算額が確保されるべきであるという大原則をきちんと決めれば、細かいことは後で、聞いているところでは、今、国会で審議中の法律によると、そういう復興債を出すときにはきちんと償還の道筋を付けるということとを合意しておられると聞いておりますので、政治家の皆さんがちゃんとしてくださるのではないかとということになりまして、検討部会では散々議論した上でそういう議論になったということとござい

す。恐縮でございますが、そういうことでございます。

関連することはございますので、少しお話をしておきたいことがございます。基本的にそういうことが起こるから国の税金ということばかり議論したのでございますが、災害復興ということになりますと市町村が中心になりますし、それを地元の県が助けるということになります。そうしたときに地元がどういう地域かということとはよくよく考えないといけませんというのがこの絵でございます。

知事もおられるので恐縮でございますけれども、まず市町村というのは壊滅的な被害を受けておられて、地方の責任ですよと言って突き放すべきではないというのは当然でございます。あるいは被災前から財政力が弱いということでございまして、32ページの真ん中は阪神・淡路と比較しているわけでございますが、やはりどちらかというと全国で見ると財政力の弱い市町村が多いということを書いております。とりわけここにおられる3県の知事の方のところにはそういう市町村がたくさんあるということでございます。

更に目の前にして恐縮でございます。3知事おられますけれども、都合上この2県だけを出させていただいて恐縮でございますが、これを見ますと、阪神・淡路のときの兵庫県に比べますと、標準税の収入と既に今発行しておられる地方債の残高を見ますと、兵庫県は2.4倍でございますが、ここの両県はもう少し大きな数字になっております。そうすると、これ以上借金をしてくださいということがなかなか難しい状況ではないかということとは少し認識しておく必要があると私自身も考えているわけでありまして。

33ページ、そういうことを考えますと、当然今回もそういうことは考えられていまして、国費、地方費と復興費は分かれるわけでございますけれども、今回も23年度1次補正においては国と地方は4対1ということで、国が手厚くしております。実は振り返ってみますと、阪神・淡路のときも4対1というか、4ほどないわけでございます。これは財政力を考慮して今回少し手厚くしたということだと思っておりますが、3.2対0.9であったわけです。

ところが、問題は、補正予算のときにはそうであったけれども、阪神・淡路のときの復興計画になっていると国と地方が対等みたいになってしまっていて、そうすると、先ほどのような財政力のときにこういう仕組みではなかなか難しいのではないかとすることは少し今回の事態として考えないといけません。

そういうことから考えると、国だけではなくて、国・地方を通じて財源ということを中心に考えないといけませんし、ここに知事もおられますけれども、知事会では地方財源の確保のために交付税総額の別枠ということで考えてほしいという御要望もあったということでございます。

これはこういうことでございます。交付税というのは、実は総額を税収に見合っただけでおられるわけございまして、復興だということで被災の各県に手厚くしてしましますと、交付税はほかの県でも通常の経費に充てておられます。それを削ってしまうと、ほかのところでも通常のことが難しくなってきたりするということであると、復興経費については何かの工夫が必要だということ。これは我々が調べたということで少し御認識いただきたい

ということで申し上げるところでございます。

更に幾らかこの場でも御議論が出ましたのが 34 ページでございます。復興基金ということが必要ではないかということでございます。ただ、こちらは検討部会でございますので、論点を整理しているだけでございますが、そういうものが必要だとしても、阪神・淡路のときと違って少し面白いことにさまざまな基金があるということでございます。

上下で、上の方が最近国の制度としてそういうものがあるということでございますが、例えば使い勝手がいいお金が欲しいという御要望が地元からもございますけれども、これは現在でも例えば単年度の交付金というのが始まっておりますので、こういうことに例にならって一括交付金みたいなことは議論になり得るということでございます。

あるいは基金にすることの意味というのは、例えば複数年度使えるということだということで、なかなか昔は難しかったのでございますが、こういうことは例えばここで書いておりますような③④⑤みたいなことは、そういう問題について特定の目的であれば複数年度で使ってよいという基金が既に存在しているということでございますので、こういうことを何か考えられないかと考えることもございます。

多くの方が恐らく想定されていたと思いますのは、阪神・淡路とか中越のときに復興基金というのがつくられました。これは大変使い勝手がよいという御評価をいただいているので、今回も類似の制度をつくるということも十分な検討課題だと思います。ただ、調べてみましたら、これは論点だけでだからどうこうというものではないんですが、少し難しい事情があるということです。

基金というのは地元の県が県債を発行されまして、利子についてさまざまな補助をするなどを使って資金を生み出すという仕組みなのでございますが、阪神・淡路のときは、当初 6,000 億円が 9,000 億円になっておりまして、運用率の方が当初 4.5%で後で 3.0%、これを 10 年間やったわけございまして、単年度で 354 億円かける 10 で 3,540 億円の事業をした。これは非常に大きな意味があったかと思えます。

規模の小さい中越地震でも 3,000 億円をして、このときは運用率が下がっておりまして、2%なのでございます。そうすると、60 億円かける 10 年分で 600 億円ということになってくる。実はここで我々が困ったのは、現在の利率、国債の利回りというのは一番下に書いております。1.173 というパーセンテージでございまして、同じようなお金を積んでもなかなか使えるお金は少ないということでございます。

そういうことを考えますと、阪神・淡路のときには上に書いたようなものもなかったわけでございますけれども、そういうことを組み合わせると何か新しい仕組みを考えるなり、何か工夫をしないといけないのではないかと検討したということでございます。

前回、終わりの方であったかと思えますけれども、再生可能エネルギーという問題について、現在、再生可能エネルギーをつくってもなかなか電力会社は買ってくれないというお話があるけれども、どうだろうということがございました。調べてみますと、これも現在提出中ということでまだできていないのでございますが、国会で審議中の全量買い取り

の制度の中で一応措置はされていまして、この法案ができれば接続を拒んではならないということになりまして、そういう点で言いますと、全量を買収することが義務づけられるということになりますし、あるいは再生可能エネルギーの発電事業に新規参入するときにも特段の手続は小規模の場合必要ないということになっております。

そういう点で、これまでそういう問題はあったのでございますが、今、国会に出ている法律が成立すればそういう問題は大幅に改善されるはずであるというのが一応調べたことであります。そのとき話題になりました、例えば発電と送電との関係とかということは政府部内の別のところで検討しておられると聞いておりますし、これは大きな問題ですので、とりあえず今回に関係するところで調べたのを御報告したところでございます。

○議長 ありがとうございます。

議論の仕方といたしましては、余り行き来するのも何ですから、まず最初の方の土地の問題ですね。これがやはり我々、報告書を仕上げるときも非常に大きな焦点ではないかと思えます。

飯尾部会長の説明ですと、現存の制度はいろいろあるけれども、それを組み合わせて工夫してやるというのがこれまでだったけれども、それにしても今度は大規模過ぎる、そして市街地から農地へという今までと逆のこともあって難しいというふうな問題点を指摘いただいた。我々は例えば高台に移すというとき、住宅だけではだめなので、コミュニティーをつくらなければいけないというのは共通の議論です。それを可能にするにはどうしたらいいのかということについての方向性みたいなもの、ではどうするんだ、一般法をつくるの、津波災害基本法をつくるの、それともそれは時間がかかるから何か応急の手当でやるのと、そういうふうなことについてお考えはどうか。

○飯尾部会長 そのことについては、勿論具体的なことについては政府でお考えになるべきだと思っております。ただ、今回限りの措置でできるということは極めて限られるのではないかと。例えば土地所有権の問題なんか踏み込んで解決策を考えるとなってくると、例えば特区というような制度ではなかなかそういうことがしにくいものですから、きちんと法律をつくってということは一つの考え方かなと思っております。

ただ、これは法律をつくらなくても、解釈はこう考えればということが、もしかしたらあるのかもしれませんが、我々としては津波に対応した制度ができればよろしいというふうなことは議論をしているところでございます。ですから、それはどちらかというのと、同様の災害が起こっても措置されるということは好ましいとは考えておりますが、具体的にどういうふうを考えるのかは非常に技術的なことでもあり、我々としては方向性はこうだということがわかれば、具体的に手段としてのことは政府でお考えいただけるのではないかとこれは検討部会で議論しているところでございます。

○議長 では、現に起こっている浸水した土地が多い、それを安全なところへ住宅だけではなくて全体として移し替る、そういうふうな方針は我々は共有する。そのために何をするかは、政府がテクニカルな面を含め、具体策を検討するということになるんでしょうか。

○飯尾部会長　そうですね。

○議長　そのあたりの知恵は皆さんの方にございますか。この会議としてどういうふうにすることが望ましいと打ち出していけばいいでしょうかね。

○　今の点として関係して、前半の方でそのことを整理されていて、これは幾つか重要な情報を持っていて、1つは、例えば5ページの雲仙普賢岳のところを見ていただきますと、下の方に、土地をつくる事業なんかについて407画地で、これは下も合わせるんですかね、90億ぐらいが基盤を整備するのにかかっている。90億7,000万というのが407画地に対するものですかね。ざっと1画地当たり2,000万強、2,200万ぐらいになるんですかね。

それから、右側、これは大きいですが、高台に移転する費用ですね、それが1宅地当たりに多分二、三千万。1軒の土地に換算するとですね。勿論道路とかそういうのが付属しますから、それを戸数で割るということですが、例えば2,000戸を高台移転するというふうになると、それ掛ける3,000万ぐらいを考えないといけない。600億ですかね。そういうオーダーの事業だと。だから、これは今まで被害想定という試算が出てきて、16兆から25兆とか、16兆程度とか、いろいろな試算がありますけれども、それは原状復帰、復旧というのを前提としているので、この分はそれにつけ加わるものなんですね。そのオーダーというのがこの程度で、数兆円の事業を全部やろうとすると、かなり大きな事業になる、そういうメッセージがある。

中には、6ページの左側に福岡県の玄界島の例がありますけれども、これなんかは、右側の事業のところでは65戸家を建設して事業費が70億と書いてありますから、これは1軒につき1億ぐらいかかっている。そういう事業もあるということで、かなり費用のかかる事業だということは考えておく必要があるということが1つだと思います。

しかし、全体で見ると、やはり上に上げる、安全な場所に住むということを非常に強く考えておられる、あるいは計画に盛り込もうとしているところがあるので、これは是非そういう方向で我々も書く必要があると思うんですが、今の普賢岳に適用した事業とか、あるいは、一番ベースにあるのが1ページ目の防災集団移転促進事業、これがまさにぴったりのような事業だと思うんですけどね。事業手法としては既に存在しているので、これをそのまま適用するか、少し改善が必要かという議論は技術的な議論としてあると思いますけれども、考える手掛かりはあります。

ただ、その一番基本になる防災集団移転促進事業、これは1ページですが、これは当初から知事さんたちからも御指摘がありますけれども、補助率が4分の3だと。ということは、4分の1は地元の負担ということなんですね。これがかなり大きな規模になると、4分の1を積み上げていくと物すごい額になるので、やはり補助率についてのかき上げ、もっと国の補助率を上げるというようなことが事業を実際に進めるには必要になってくるのではないかと。それはかなり大きな論点かなと。

それから、もう1点だけ。7ページに建築基準法の話があります。それで、今のように入高台に上げると、そこに安全な市街地ができるので、そこはいいということですが、低地

が残って、そこは安全ではないということになるわけですね。そこについての利用に当たっては何らかの制限が要ると。例えば、住宅は低地そのものにつくらないとか、あるいは津波避難ビルを適当につくって、いざというときに逃げられるようにするとか、何かそこは条件付きの利用用地ということにするべきではないかと。

その条件付きの条件のつけ方が建築基準法 39 条に則ってできるというのがこの規定なんです、飯尾部会長はやや事例が少なくて本当にこれで大丈夫かということをお指摘になりましたけれども、よく 39 条で、これは国交省の住宅局が所管している法律なので、彼らが例を持ち出すのは名古屋の伊勢湾台風の後、これをかけて、名古屋市全域、かなりの面積にこれがかかっているんですね。だから、かなり広く適用されている例もあるということのようなんです、名古屋市だからできた、一定の行政力があるからできたという面もあって、地方公共団体が条例でつくるということになっているんですが、これは市町村というふうに理解すると、実際に津波被災地の市町村が緻密にこういうのを適用していくというのはなかなか難しいのではないかと。ここは地方公共団体と書いてありますので、都道府県がやることもできるわけですね。だから、この制度を適用するのであれば、市町村、都道府県が協力して、県のバックアップでやるということが必要ではないかと。あるいは、県条例でやるということも勿論考えられると。

もう一つ議論として出ているのは、これは紹介がありませんでしたけれども、土砂法ということで、土砂崩れに対して危険があるところに一定の条件付きで建築を認めるという制度が既にあると。それを踏まえて、津波について同じような新しい法律をつくるという方法があるのではないかと議論が既に案として出ていると思うんですが、それも含めて検討して、どちらがいいのかということ、これは 6 月末までに詰められないと思いますので、そういうことを示唆するということが大事かなと思います。

○議長 我々としては、被災からの安全な町ということはやるが、その手法については今、委員がおっしゃったように、いろいろあり得るということですね。

○ さっきの議論で、市街地を農地にするというのはペケになっているんですね。だから、必ずしも市街地を農地にしなくてもいいのではないかと。というのは、さっき御紹介のあった奥尻の場合、防災集団移転事業で高台に移った後は居住禁止になっているんですね。そうすると、それが広い平地が残っているんですね。そこに津波館と慰霊碑しかないんですね。非常にもったいないんですね。ですから、そこで例えば産業を誘致するとか、その土地をかさ上げするとか、そういうことをやって、安全にしてから産業を誘致するということは可能なわけですね。

ですから、今回のこの市街地を高地に移転したところの跡地を農地ということに限定ではなくて、そこでどう土地の利用をするかは、地元の人たちを交えて考えていくというふうなスキームを残しておいて、可能にできるような、例えばその土地の使い方に例えば経産省とか、そういう今までのいわゆる土地造成に関係するところの省庁だけではなくて、利用できるスキームを入れるというふうな形での展開を可能にするというか、それは

すぐにはできないかもしれませんが、それは言ってもいいのではないかと思うんですが。

○議長 特にお考えはないですか。知事の方でこれは直面していらっしゃるのではないかと思います。

○村井委員 後で御厨先生の復興への提言のところでお話ししようと思ったんですけども、今の飯尾部会長の御説明は大変わかりやすく感謝しております。ありがとうございました。

私としては、後でお話ししますが、やはりこの中でしっかりと安全な場所、高台に移転するというようなことを明記していただきたいということと、個別具体的な方法は国の方で考えていただくとしても、しっかりとした財源措置、地元の負担を伴わないような財政措置をしっかりとしなさいといったようなことを明示すべきではないかと考えております。

後で言おうと思ったんですが、せっかくの機会ですので。私の提出資料、「村井委員提出資料」の②で説明させていただきたいと思います。一番下の方です。「復興財源に関する意見」というところです。「震災復興最大の課題」と書いています。ここに、まず速やかな復興財源の総額を提示してほしい、そして地元負担を極力伴わない財政措置をとということで書いてございます。具体的には、岩手県知事さんとか、福島県知事さんがお話しになっているのとほとんど変わりありません。こういったようなものをつくってほしいということです。あと、制度は専門家の担当の人たちが考えていただければというふうに考えております。

こういった措置が考えられなければ、我々が今考えております復興計画は完全に「絵に描いた餅」になってしまう。もう既に県も市町村も動いております。こう言いますと、甘え過ぎじゃないかというふうに思う方がおられるかもしれませんが、具体的にどれぐらいお金がかかるのかということを試算しました。2ページ目をご覧くださいと思います。

これはある町の場合です。実際に宮城県の町です。具体的な絵を町が描いているものをベースに私どもの方で試算したということでございます。基盤整備だけで、これは土地区画整理事業、防災集団移転、今、飯尾部会長がお話しになったこの2つのものをモデルにしてやったということです。土地区画で1,750戸、防災集団移転で597戸、それで事業費はこの程度かかります。この概算事業費に占めるA町の負担額というのは、現状のスキームでは土地区画で628億、防災集団移転で425億ほどかかるということであります。

実は、国の補助には限度額というのがございまして、余りにも大きいために限度額をオーバーしてしまうんです。したがって、先ほど飯尾部会長からありました2分の1、4分の3は、限度額以下であればいいんですけども、限度額をはるかに超えておりますので、こういった感じで負担割合が大きくなってしまいうということ。それに最低限の道路、港湾、漁港、こういうのを足していくと3,350億円ほどかかってしまいます。そのうち公共施設の復旧費が2,100億ほど、そのうちA町の負担が1,165億ということでございます。

ちなみに、A町の財政規模はどれぐらいかと言いますと、下のピンク色ですけれども、人口が1万人、平成22年度の当初予算が60億、うち土木費は8億しかない。8億しか1年間に使えないこのA町に、1,165億使ってやりなさいというのはもう無理だということですね。

では、宮城県全体ではどれぐらいかというのが3ページ目でございます。被災を受けました12の市町について計算をいたしました。沿岸の被害を受けた町は全部で15ございます。その中で仙台市は独自でやるということでございますので、仙台市を除いております。あと、利府というところと松島という町は町をつくり直すほどの被害は受けておりませんので除いております。したがって、12の市町ということになります。ここに書いてございますが、復興まちづくりの基盤整備は2兆1,000億ということでございます。この下に被災市街地の土地区画、防災集団移転、2分の1、4分の3だけれども、限度額ありということを書かせていただいているということでございます。

時間がありませんのでまとめて言いますと、復興まちづくり、土地区画と、あとまちづくりに関連する公共施設等の整備事業、この中には、表の真ん中ですけれども、道路、JR、防災緑地程度しか入れておりません。学校、病院、漁港、港湾、庁舎建設、防災林、こういったようなものを一切入れないでどれぐらいかかるかと言いますと、12の市町で2兆1,000億ほどかかるということです。この緑色の分が県の負担で約4,000億、そして市町の負担が8,500億ということでございます。12の市町の予算を見ますと、年間予算が約2,150億、そのうち土木費が250億円程度でございますので、12の市町も250億円程度の財源しかないところに8,500億円ほどの事業をやらなくてはいけなくなってくるということでございますので、こういったようなことはもうすべて国が持つといったぐらいのことを書き込んでいただかないと、まちづくりというのは全くできない、安全なまちづくりはできないということでございますので、是非そういった書き込みをしていただければよろしいのではないかと。復興構想会議ですので、余り細かいにははを書き込む必要はないと思いますので、そういったことを書き込んでいただくとありがたいと私は思っております。

○ 村井知事の資料の復興まちづくり事業の地元負担についてのページに、A町の土木費が約8億円とありますが、これは平成22年度単年度のものですよね。一方で、全体の復興費1,165億円は平成23年度に全部やることではないですよね。

○ 村井委員 そうです。10年ぐらい。

○ だから、8億と1,165億というのは同列に比較してはいけませんよね。

○ 村井委員 当然そうです。ただ、まちづくりをするのに20年も、50年も、100年もかかると、その間にみんな死んでしまいますので、少なくとも3年、4年の間にこれをやってしまわないといけないということです。その間に業者にお金を払わないといけませんので。けたが違うということです。

○ いずれにしても、市町村の予算が少ないというのはわかりました。

○村井委員 けたが違い過ぎるということです。そういう意味です。

○議長 それでは、この土地とまちづくりにかかわる問題以外の議論、幅広く出ておりましたが、御関心のところを。

○ 今の飯尾さんの話ですけれども、22 ページの学術研究というところでございますが、これは既に4月に、どういう避難の仕方をしたか、どういうことが起こったか、例えば子どもたちにいい知恵があったかもしれないということで、記憶が新しいときに聞き取り調査を始めるように内閣防災に指示をして、民間に委託をすとか、様々、今、記憶が新しいうちにやっております。

そういう意味では、これをもうちょっと人類の使命であるとか、もうちょっと大げさに書いていただいたら、内閣防災の予算につながりますので、よろしくお願いします。

○議長 大変大事なことだと思います。内閣防災がそれをやりますと、県とか市町村、そういうところへ下りていくわけですか。だれがその聞き取りをやるのですか。

○ 私たちが資料を集めて分析します。

○議長 内閣府が御自分でなさるんですか。

○ はい。

○議長 それは大変なことですね。そうしますと、聞き書きだけではなくて、震災に関するアーカイブズ全般ですか。

○ そうです。ですから、とにかく記憶が新しいうちにということで、今、いろいろな話を聞いております。

○ 財政の点で、これは後の方の御厨議長代理のレジュメを基にした議論でも論点になると思うんですが、一応資料を出されたので、ちょっとだけコメントさせていただきたいと思います。

これまでの議論だと、財源については3つ、大きく言えば2つで、1つは既存の予算、既に今年度予算は執行されているわけですけれども、その予算の見直しとか、あるいは節約、そういうことを考えようという一つのやり方があるって、これは既にある程度行われているし、節約については公務員の給与を下げるということが決まって、それが1年間で2,800億ということなので、これは3年間ですよ、そうすると8,000億以上になるんですね。だから、給与だけで相当な額が。これには我々の国立大学の給与は入っていないと思うんですが、多分連動してくると、運営費交付金からも少しそちらに行くのかもしれないということですが、1兆円弱ぐらいの財源になると。だから、それは節約ということだと思うんですね。給与そのものをだれに払うかは変えないわけですから。そういう意味では、連带的にみんなが少し我慢して、被災地のために使ってもらおうと。それは結構ちゃんとやっていくと、ばかにならない額になるのではないかと。

それから、見直しというのは政策を見直すことなので、私は大変かなと思っているんですが、勿論そういうことをやれば一定の額は生み出せるということで、まずそれを現代世代の責任という意味ではやるべきではないかと。そこは余りここでは明示されていないと

思うんですね。

それから、2つ目に復興債。この場合、復興債という定義は現代世代というか、生きている世代で確保するというのが復興債の条件だということになるので、そうすると、ここで議論していたのでは、短期で償還する国債というのが復興債だということになると思うんですね。

その場合に、生きている世代というのを、今ゼロ歳の人が税金をちゃんと払うようになるぐらいまでを考えれば20年間はあると。つまり、来年生まれてくる人は20年間税金を払わないでしょうから、その間というのは今生きている世代で払っていることになるのではないかと。そういうふうに考えると、20年ぐらいの償還というのも考えられるんですね。だから、この範疇でも四、五年という、記憶冷めやらぬうちに資金を回収してしまうという償還方法とかなりロングレンジなものまであると。

更に、復興債という、つまり復興のために使うんだけど、建設国債に相当するというのが飯尾部会長はなかなか難しいとおっしゃって、その表現はよくわかりましたけれども、しかし、あえて言えば、それはちゃんと区別して、この部分については建設国債の復興目的だという範疇を設ければ、既に借金があるからというのはかなり大きな問題であるけれども、しかし、そこで災害が起こってしまったのだから、それはそれで長期の償還というのも一定程度は考えていいのではないかとということをおっしゃりたいのかなと思います。

○ 災害の聞き取りと同時に、文化に関する聞き取りも必要だと思うんです。ちょうどこの21ページに写真が載っています雄勝法印神楽というのがありますが、これは国の重要無形文化財なんですけど、お面が全部流されてしまったんですね。メンバーが一人、二人はその地に残っているんですけども、あちこちに散り散りになってしまっていて、このままだと絶滅しかねないんです。福島県でも、宮城県でも、岩手県でも、そういう芸能というんですか、それが今聞き取っておかないと復活できるかどうか怪しいというものがかなりありそうなんです。ですから、祭りの道具が流されたり、人がいなくなったりしているということがかなりありますので、そういう伝統芸能の聞き取りというんでしょうか、それも予算をとって文化庁なんかを通じてやっていただきたいと思います。

○ 財源確保についてでありますけれども、先ほど飯尾部会長もGDPが阪神・淡路の当時に比べ、今は少なくなっているところを御指摘されましたが、やはりこれはよくよく踏まえなければならない事実です。この15～16年間の間、世界経済はたしか4～5%ぐらいの空前の成長を遂げ、中国などの新興国はもう何倍にも経済が成長し、アメリカ、ヨーロッパのような成熟国においても一定の成長を遂げています。このような中で、いわば日本だけがマイナス成長になってきた間には、経済実態とずれた財政再建的な政策が経済の足を引っ張って、じりじりマイナス成長をしてきた、少なくとも横ばいできているという事実があります。日本経済というのは財政再建的な増税でありますとか、支出削減ですとか、そういう財政再建的な政策に非常に脆弱な経済体質というか、社会体質もそうだと思うんですけども、そこはやはりよくよく注意してやらないと、経済がマイナス成長で

あるがゆえに税収も中長期的に落ち込んでいるというのが 24 ページの表からもわかるわけです。ちゃんと税収が中長期的に伸びていくような政策をしていかないと財政再建はできないわけでありますから、そこはよくよく注意してやらなければならないということを目指したいと思います。

それで、委員がおっしゃるように、私はやはり少なくとも今、子どもたち、生まれたばかりの赤ちゃんとかも含めて、税負担をする覚悟はあると言っていいと思いますし、過疎地を含む、特に仙台以北の経済社会的に弱いところというのは復興をきちんと軌道に乗せないと一気に人口が流出してしまうとか、復興に失敗する危険性というものがあると思っております。

そうすると、もう後世代が消滅してしまうわけでありますから、ちゃんと 10 年、20 年はおろか 100 年、更にその後まで続く地域というものを復興させるという中では、100 年かけて償還とまでは言いませんが、そういう精神というものはあり得ると思っております。

○議長　ここでの議論の共通項で言えば、被災地に対してしっかり支えよう、見捨てないということが共通理解ですときています。それで、先ほども議論が出たように、地方は非常に疲弊している。したがって、今までのような 4 対 1 では、1 であっても大変なものだということも認識していると思うんです。

だから、国の方でできる限りのことをしなければいけない。そうすると、それならばしっかり財源を伴わなければならないという議論になるかと思うのですが、これは皆、共通ですね。だけど、委員は財源の方は皆で国税でとか、国債あるいは償還ということについては余り賛成ではないということですか。

○　日本全体がせめて 1%か 2%くらいの成長軌道から転げ落ちないような形の中で財源を調達して被災地を支援するという形をとらなければならない。1 年、2 年は何兆円も被災地の方に予算が来たとしても、10 年、20 年たった後に日本全体の GDP が更に減っているような状況になれば、たとえ復興ができたとしても全国のマーケットで、海産物や、付加価値の高い食べ物などを買ってもらったり、観光に来てもらったりということができないような日本になってしまうこともありうる。これでは復興にならないので、そこを考えていただきたいと思います。

○議長　10 年、20 年後の経済はなかなかだれもコントロールし難いと思うのですが、復興予算がこれだけ大きく注ぎ込まれますね。復興需要の中であれば償還することはできると思うのですが、余り先のことはなかなかだれも読めないという性格かと思うんですけれども。

○　これは後で御厨先生のメモが出たときに本格的に議論した方がいいと思いますが、今、すでに少し議論が出ているので私の考えを申し上げます。

委員がおっしゃるように、特に循環的に景気が落ち込んでいるときに増税をすることが経済にマイナスの影響を与えるかもしれないということはそうだと思います。ですから、例えば今のような時期に、特に供給面も需要面も冷え込んでいるときにいきなり増税をす

るというのはたしかに危険だと思います。

ただ、長期的なトレンドについて言いますと2つありまして、1つには日本の成長率が下方に屈折したのは必ずしも増税のせいではないと思います。もちろん、税が何らの影響も与えなかったということではありませんけれども、これは国際比較で言えば日本の国民負担率は国際的に見ても低いわけですから、国際的に他国は成長率が高い、日本は低いというときに、日本は税の負担率が高過ぎたから成長率が低くなったというのは、ただちには言えないわけです。

もう一つは今、申しましたように循環的な問題はあるとしても、日本の人口の高齢化などからくる構造的な変化によって、成長率も構造的に鈍化する中で、昔のように成長率が高くならなければ負担は求められないという議論を続けてきた結果が、このように公債の負担率を高めてきたという面もありますので、そこはしっかりと考えていかないといけないのではないかと考えています。

それから公債のことですけれども、確かに建設国債というのは後世代もその便益を受けるという意味で、赤字国債とは区別する必要があるということで、これは法律的にも赤字国債は毎年特例公債法を通さなければ許されないのに対して、建設国債は財政法4条の但し書きで認められているという違いはあります。

ただ、先ほど飯尾部会長は教科書的にとおっしゃいましたけれども、経済学の教科書的に今申しましたような意味で建設公債がまがりなりにも認められるのは無条件にではなく、経済の成長率が高く、しかも人口構造が今のように少子化ではなく増加局面にあり後世代の一人当たりの負担が重くならない場合に許されるということだと思います。

またもう一つ非常に重要な条件は、建設国債のほかにも赤字国債をこんなにたくさん発行して公的負債残高が積みあがっていないということ、この3つの条件が認められる中で、教科書的には例外的に建設国債ならば認められるということでもあります。

しかしその3つの条件は、昔はともかく、今ではすべて全く逆になっているわけですから、そういう中で建設国債であればよろしいというロジックは成り立ちにくいと思います。これは、私は建設国債ならば良いという一般の方々の責任ではなく、異論もあるかもしれませんが、従来の財政当局というか、大蔵省なども、当時、資金調達するために建設国債ならば良いのだというようなことを言い続けてきたことが世論の中にも刷り込まれていて、今でも建設国債ならば良いのではないかというふうに思っておられる方が少なくない、ということもあると思います。

ですから、従来は建設国債なら良かったということと、今の時点でも建設国債ならば良いかということは違う、ということだけははっきりさせておいた方がいいと思います。

○議長 人口増の高度成長期と事情は違うということですね。

○ この財源の話は、大事な話だと私は思います。しかし、この会は東日本の災害に対してどう対応するかという会だと思っんです。ですから、財源のことも極めて大事けれども、まず財源ありきの中でそれぞれの岩手、宮城、福島、特に私どもはもう3か月、これ

だけ災害が継続中というのは本当に奇異なまれに見る災害だと思うんですけども、本当にどれだけこれから広く、それから長期的にその財源がかかるかわからない中で、今、皆さん方の議論を聞いて非常に勉強なさっていることはわかりますけれども、財源ありきの中での災害復興というのは非常に狭まってきて、我々も何か言うことも言えないような雰囲気になりそうなことです。

これは、議論は議論としてこの会は政府に提案するんでしょうけれども、ただ、対外の債権というふうなものをいろいろ考えるわけにはいかないんですか。対外的な債権を日本は大体 250~260 兆円持っていますね。こういうふうなものも考えて、それは最終的には国が決めていただくことになっていきますでしょうけれども、または国会議員の方がそれぞれ将来を見据えた中で考えていく議論になるかと思いますが、余りにも何か最初の会合からそこまで言及しなきゃいけない話なのか。提案、提言としてはいい。将来も見据えなければいけないというようなことは、私も当然の話だと思いますが。

○議長 今のことは、外債を調達するとおっしゃったんですか。それとも、持っている対外資産ですか。

○ 日本の持っている対外債権が 266 兆円あるわけですね。そういうふうなものも考えることは、むしろこれは政府側にお話をしたいと思います。

○ 前回私は北京で日中グリーンエキスポというものに行って来たという話をしましたが、その時の話を 3 点だけ、簡単にお話し致します。

1 つは、山東省にある受託生産会社を訪問した際の話です。この会社の周辺は元々過疎地でしたが、そこに 8 万人の従業員向けの寮を建て、街を人工的につくったそうです。立ち退きの手法を詳しく聞いてみたところ、いろいろな議論をした結果、元の土地の 1.7 倍の面積を確保する条件で、大体折り合ったそうです。

2 つ目はトップランナー方式についてです。この話を先方にしたら、それはかつて華南地域で鄧小平が実施した方式で、新しくも何ともない手法と言われました。

それから 3 つ目に、日中グリーンエキスポには中国の各自治体の首長が来て、企業の直接投資を勧誘しております。先ほどのお話で言えば、敷地 1 件当たり 2,000 万円や 3,000 万円の費用を投入する場合、どのような価値をうみ出せるかが問題だと思います。投資として考えれば、これを回収しなければならず、そのためには、どこからか産業を持ってこなければなりません。

ところがどうも日本では国に依存する傾向があって、自治体は自分達には予算がないので国にお願いしますと言う。しかし、国も大変な借金を抱えているわけです。これはどうしようもないということは、冷静になれば分かると思います。

こういう問題に対して、例えば鄧小平は様々なインセンティブにより、海外の直接投資を呼び込んだそうです。日本でもそういうこと、例えば県知事がアメリカや中国など海外に行って産業を誘致してくることをすべきではないでしょうか。今、世界ではそのようなことが行われております。アメリカの知事も大挙してやってきています。こういうことを

やらず、自治体も国も基礎財政収支が破綻した状態で、一国で閉じていたら、解がありません。

企業の観点からすれば、例えば2,000万円投資した資産を2,500万円で転売すれば利益になります。ただ、こういうことを正当化するためには、従来とは別の論理を持つ必要があります。財政の論理と、資産価値の論理といったことです。価値が発生する時点や、今後の成長率の見通し等、多岐にわたる検討を通して決定を下すべきです。自分たちはお金を使うばかりで、あとは国任せにして、国だけが一生懸命頭をひねるとするのはいかなものかと思います。

○ 先ほど委員のおっしゃったことですが、実は前々回でしたか、ちょうど御欠席されているときに、復興財源についてはいろいろな議論があるということで、ある程度、皆が共通して理解していることというものをそれなりに話し合ったんです。

1つは、復興案を考えるとときに財源を全く抜きにしてやるということはいらない方がいい。これが1つ目でした。

2つ目は、しかしその場合、あくまでもそれはお金をどうするかというお金ありきではなく、まずどのように復興するかが先にあって、そのために幾らかかって、そのためにはどうしたらいいのかという具合に考えるべきで、話の順序がを逆になってはいけないということでした。

3つ目は、徹底的に歳出を見直さなければいけないということです。

そして4つ目は、1つの財源で全部を補うというわけにはいかない。いろいろなものを組み合わせなければいけない。この4つの点で最大公約的に何となく合意したということがあるんです。

そうしますと、その第一原則から照らせば、どのくらい具体的に示すかは別にして、財源を示さないでやるということは責任ある態度とは言えないだろう。そういう観点から言えば、これはまた後で議論になることではと思いますが、財源のところではやはり税目をいろいろな例示をしたり、言い方の問題はありますけれども、そこを抜きにして出すということとはできないことじゃないかと思うんです。

○ 今、財源論が出ていましたから、財源論のことからコメントしたいと思います。

まず1つは、財政の論議をする際には、財政とは別に国家という500兆の経済そのもの話もしていただきたいと思います。つまり、景気がこれからどうなるんですかという見通しが出てきていないわけです。それで、やはり景気はどのくらいこの震災によって悪影響が及ぶのか、ということと極めて税制という問題は絡むと思うんです。やはりそのところはいろいろな見通しがあることは承知しているのですが、もうちょっとそこを知りたいと思いました。

それで、26ページの数字を見ながら今更すごいなと思うのですが、阪神・淡路大震災というのは相当昔だと思えますが、名目GNPが489兆円で、今は479兆円と、この時期を見ても名目GDPが増えていない経済というのはすごい経済だなと思っているんです。

それで、今、円相場が 79 円とか 80 円というのですが、率直なところ、これだけ日本が被害を受けて経済も余りうまくいっていない中で、何で日本は 80 円経済で頑張っているんだろうかと思ったときに、素朴な感じとしてはやはりもっと復興需要のような形を含めて、もうちょっと大盤振る舞いしても大丈夫じゃないか。

あるいは、そういうふうにやって言葉は悪いですけども、リフレッシュナリーと言えばいい言葉かもしれないんですが、よりインフレ的なことをやってもいい、この 80 円という数字はちょっとふさわしくない数字になっているなという気がするんです。そういう意味で、我が国の経済は経済、我が国の財政は財政ですけども、もう一回マクロ経済的な意味で整合性を議論すべきじゃないかと思いました。

それから、27 ページのところの留意点というのはそういうことなんだろうというのですが、この建設国債は今の時代にふさわしくないと、これだけ書いておいてよく毎年、毎年建設国債を日本は発行しているものだなと思うんです。だったらもうやめなさいと私は思うんです。

こういう論理で建設国債が復興財源としてふさわしくないというのなら、西日本の公共事業を含めて全部テーブルに並べましょう。それで、本当に重要なものから順番にやっていったらどうですか。この地震で起きたことだけについて建設国債を出さない、というのは納得できないし、やはり将来世代ということも含めて建設国債というのは基本的には 60 年という償還になっておりますけれども、それは今までもやったし、一つの財政の基本ではないかということを押さえていただきたいと思います。

それから、この建設国債の留意点の 4 番目のところにマーケットの見方が出てきて、市場は建設国債と特例公債を区別せずというふうに書いていますけれども、私の知っているエコノミストはちゃんと区別しています。建設国債のやはり中身を見て、乗数効果がどれだけあるかということを見ているわけです。

それで、こう言っただけでは何ですが、今までの余り役に立たない公共事業よりも今度の震災でつくられる公共事業というのはずっと経済的な効果が大きい。乗数効果が大きい。そういうことはちゃんといわゆる資本市場も見ますよということ、私の知っている著名なエコノミストは言っているので、このマーケットの見方は随分ずぼらだと思っています。

それがこの格付けの表に出ているわけですけども、格付け機関というのは国債が何に使われるかの区別しないで、ただ、国債の残高が増えたから格付けしているのか。こんな格付け機関だったら小学生でも十分できるなと思っています。格付け機関ならばちゃんと中身でどういう国債が出て、その乗数効果は幾らかということを見なければ格付けできないはずですから、だったらそういうことをちゃんと担当者が行って、どういうこれから復旧事業があるんだというようなことをもっと御説明されたら、こんな単純な論理にはならないのではないかというふうに私は思っております。

22 ページのところ、震災についての聞き取り調査のことがありましたけれども、これは防災ということにこだわらず、記録として残して国民の財産として残すという観点から

是非つくっていただきたいし、その場合にやはり大学の機能というのはどうしても必要だろうと思います。東北もたくさん大学がありますから、そういうところをフル動員して是非こういう記録を残していただきたいし、その場合に一番大事なのはプラットフォームだと思います。何がプラットフォームかという、共通のことで、例えばこういう気持ちはどうですか、何はどうですかという質問も押さえることが大事ですし、その人が家族構成だとか、年齢構成だとか、どこに住んでおられたとか、そういうことも含めてできるだけ早くプラットフォームをつくってやれば、いろいろな大学で既に始められているところがありますけれども、含めてこの被災者に対する聞き取りというものが後世に残っていくと思っています。

それから、地域コミュニティの中心となる施設の活用ということで、私はこれはとても重要なことだと思っているのですが、地域のコミュニティを再建する、あるいは確立するところで、この地域のコミュニティの中心になるのは施設だろうと思います。そういう意味では集会所とかコミュニティセンターとかがとても重要で、そこにはこういう災害時における、例えばプールも大事でしょう。それら、集会施設も大事でしょう。

そういう意味では、ここが災害において核になるということであれば、あちこちの省にまたがってコミュニティセンターを使おうではなくて、私たちがつくる構想の中で地域におけるコミュニティセンター、言葉はともかく集会所でもいいんですが、そこをもっと重要な拠点だと位置づけて、そこには例えばこういうプールも必要ですね、体育施設も必要かもしれません、あるいは、通信施設も必要だというふうに、そこにもっと柱として位置づけるということが必要だと思っています。

もう1ページ下がって20ページのところで、私もこの情報通信技術はすごい気になっているところで、特に震災直後における携帯電話のつながらないということが、もしつながってれば助かった命がたくさんあるということを含めて、これをどうしたらいいのかということでもあります。これも、大きな公共施設のところにしっかりと電源を持ったアンテナをつくれれば相当違うという部分があると思います。それだけではなくて、やはり携帯電話の持っている通信の幅というんでしょうか、容量の問題もあると思いますけれども、この辺ももう少し研究していただいて、次の大きな震災のときにやはりほとんどの個人が持つておられる情報端末というものが、特にこの震災直後から有効に使われるようなシステムというものを是非研究していただいて、それは民間に関しても当然ですし、国も研究していただきたいと思っています。

○ 先ほどの委員の御意見は大変よくわかるんですけども、宮城も岩手もたとえば民間からの船の寄付があって、当初考えていた状況とは随分変わってきたというところがあるんじゃないかと思うんです。けれども、土地の問題ばかりはやはり国が先導してやっていただかないことにはどうしようもないのではないかという気がします。

それで、幾らかかるのであれば減らそうかというような発想がそこに紛れ込むと、やはりさっき委員がおっしゃったように、本当にずっと復興できないというようなことがある

かと思うんです。税込との絡みというのは非常に難しいんですが、やはり飯尾部会長さんがおっしゃったように、ほかに幾つも会議があって、消費税は消費税で決まり、またどこから他の税の話が飛び出してくるかわからない中では、税を一体的に検討して決めるところはほかにあるべきだろうと思いますので、やはり我々としては余り踏み込まず、最低限の方向だけを示せばいいのではないかという気がします。

○ 個々の問題はまた後の骨子のところで述べる機会があると思うんですけれども、今、大事なことは、何年かけて復興するかということです。これは財源も短期に用意すると大変ですけれども、ロングレンジで考えて、単年度の負担を少し落とすというふうな形もできるわけですね。阪神大震災の復興過程をずっと追跡してきたら、今度の復興なんて、10年では絶対無理ですよ、はっきり言って。政治家は自分の任期を考えるので、みんな早くと言うんですけれども、そうではなくて、自分の任期のときに何をやるかという、その位置づけもやっていただかないと、こんなもの、3、4年で復興するわけがない。

ですから、常識的には20年単位だと思います。その中での財源というか、そういうものは景気の変動もあるから、今、それをやっておかないと、また遅れているとか、そういう批判が必ず出てくるんです。まちが壊滅的に被害を受けたところは絶対立ち上がりが弱いんですから、当然、時間がかかります。早いところと遅いところで比較するというのはメディアの得意なところで、ひいては復興構想会議がまずかったと、こうなるとたまりませんので、やはりロードマップというか、6月末までに難しければ、先に復興を原則どれぐらいでやるかというものを示しながら、それで財政の負担が本当にできないのか、できるのか。できないのであれば、やはりロングレンジでやらざるを得ないと思うんです。短くやろうとすると、どうしても各年度の収入と支出の問題が非常にクリティカルになってきますので、借金まみれであれば、個人でもそうですけれども、大胆なことはできないわけで、ロングレンジでやらざるを得ないのではないかと思うんです。だから、額だけではなくて、何年ぐらいかけてやるかということの提示というのにも必要ではないかと思います。

○議長 とりあえず10年を目標にするんでしょうね。人間なかなか20年ということへの対処というのは難しいものです。

○ 先ほどの私の財源の話ですけれども、2回目のとき、ちょうど委員からそんな話があって、私はそのままだったのか、これは失礼しましたけれども、これはあくまでも災害にどう対応するのかという議論をする場であって、財源まで踏み込まない話だと思っていましたので、さっきの部会長の資料について質問させてもらったわけです。

ただ、1つ、政府にお伺いしますけれども、復興債がありますよね。これは3党合意で進むわけですね。27ページ。これは、どれぐらいの期間と、どれぐらいの発行額というのは、もう想定した中での3党合意、そうではないですか。

○ お答えいたします。私もつまびらかではありませんが、これは党の議論ですので、3党の合意を、政府は今、正直申し上げて受け止めているというレベルです。償還を担保する必要がありますが、まだ2次補正の編成の作業も始まっていないし、当然、この復興構

想会議の御議論を御提案をいただいた上で、先ほど村井知事を初めとして、3県のそれぞれの県の復興計画を踏まえて、2次補正ではどのぐらいの額で1ステージをつくっていくか、更に言えば、次をどうするかという時系列になってくると思いますので、この3党合意は、全体の総額を確定をして議論しているとは思いません。

しかしながら、一方で、償還を担保する必要があるということも3党で合意しているというのは非常に重要なポイントだと思っております、この担保するというのはどの程度のレンジで、どういう財源で担保するのかということは、大きな政治的な課題かなと認識しております。

○議長 ありがとうございます。

いずれにしても、こういうふうには政治がある枠をはめてきましたので、我々は余りに踏み込む必要はない。その枠の中でやってくださいと申し上げればよい。我々は考え方を、飯尾部会長のところで検討してもらったのを基にして示したらいいということだと思います。

○ 再生可能エネルギーの送電網の接続等についてですが、実は、私はあのとき、送電網について質問いたしましたのは、全量買取制度が今、法案の中で提案されようとしていること、送電網についても、ほかのところで議論がなされていることも承知しております。しかし、あの検討部会から出されたペーパーの中には、送電網については一言も触れていないんです。例えば、全量買取制度を前提にしてあの絵柄が描かれていたと思いますけれども、その中に、なぜか送電網についてだけ触れていないということに対して、私はちょっと疑問を覚えたので、明らかにしてほしいとお願いをしました。ですから、当然、全量買取制度がきちんと定着していけば、送電網の問題も議論されていくと思います。ただ、我々の提言の中に入らないのはおかしい。別に議論としてそうあるべきだということを書く必要はないけれども、送電網についても検討する必要があるという文言は入れるべきだろうと私は思います。

○ これは、制度について改善が行われつつあるという情報だと思います。それは非常に結構なことだと思いますが、具体的な論点としては、大きく2つあるのではないかと。これは後の素案の議論にも関わるとは思いますが、1つは、今までの議論の中で、住宅地そのものが新しくつくられるという、高台等ですね。ということは、それこそ電柱から何から全部新しくつくる必要があるわけです。

そのときに、例えば、新しくできる住宅地のそばに川が流れていたら、その小水力を使って発電ができるのではないかとか、あるいは近くにちょっと風況のいい場所があったら、そこで風力発電をして供給できる。そのときに、家庭であれば上に太陽光を積んで、自分で自分の家の電気を使って、足りなければ外から買うわけですが、その概念を少し拡張すると、ある地域、新しくできる集落そのものが自分たちの電線網を持っている。普段は小水力とか風力で電気を供給したり、あるいはマイクログリッドによって、家庭の太陽光発電からもネットワークをつくって自分たちで使う。しかし、足りなかつたら東北電力から

買うし、余ったら売る。そういうことをやれば、新しい、地域単位の発電会社をつくって電力供給というのはできるのではないか。特殊な条件の中で、そういう制度が現実的に必要になってきているわけです。そういうことについて、促進していこうと。制度をどういうふうに適用するかというので、必要な改革があれば改革していく。これが1つ、それは小さな話です。

もう一つは、東京電力が賠償が必要だと。これは私が最初に申し上げたことですが、電力自身の中でお金を生み出すときに、一番大きな財産は送配電網だと。これは今は電力会社が持っていて、そこに原子力も流しているわけですが、これだけ自立して考えると、電源はいろいろあり得る。発電方式はですね。それを東京電力が、新しい送配電会社が自由に買って、末端に供給するという商売は全く壊れていないし、必要性も高いわけです。今までそこが発電とつながっていることによって、いろいろな問題が出てきたということなので、これは自由化すると同時に、それを売却して収益を上げて賠償に当てるということも非常に重要だと。だから、その点も私としては是非、何らかの格好で盛り込むべきだという意見です。

○ 安いものを高く売却するなら利益は出ますが、再生可能エネルギーは通常の電力より高コストです。この問題にどう対処するのかという疑問があります。

○ それは、いろんなものがあるんです。再生可能な。

○議長 今日、実は、大西委員、玄侑委員、佐藤委員、高成田委員、達増委員、村井委員から資料が出ております。そのうち村井委員は、先ほど一部については議論の中で紹介してくださいました。他の方々も、単独で最後にやっていただいても結構ですし、御厨骨子案に即して、その場所で議論していただいても結構でございます。ただ、前から大西委員にお願いしています復興構想・復興計画についての市町村の意向調査については独自に御報告をいただきたいと思っておりますので、ここで大西委員、お願いできますか。

○大西委員 はい。ありがとうございます。

お手元に『市町村復興構想意向調査』について」という資料があります。私の提出資料というよりも、これは五百旗頭議長の名の下で、被災地の市町村に対して2段階のアンケート調査を行って、その2段階目の結果が整ったということで報告をさせていただくものであります。

調査の概要については、1ページめくっていただきますと書いてありますが、対象とした特定被災地方公共団体は148、9県にまたがっております。その中で本調査の対象としたもの、何らかの格好で復興構想、復興計画をつくっているところが半分、74ある。当然ながら、岩手、宮城、福島にはかなり多いということでもあります。具体的には、市町村名が3ページ目の右に書いてあります。

まず、計画。これは行政の方にアンケートしてありまして、一般の人は復興構想と復興計画がどう違うんだというのはなかなか区別が付きませんが、行政の人は構想があって計画があるというのは習慣的にわかるので、こういうふうに聞いているわけです。結

論的に言えば、つくると考えているところは、大体、来年の3月まで、今年度中にはまとめようとしている。早いところでは9月、あるいは8月、場合によっては大船渡のように7月に復興計画までとりまとめようとしているということで、かなり早い段階で一定のものが出てくると言えると思います。5ページに一覧表がありますので、ごらんいただきたいと思います。

今のはスケジュールであります。その上で、内容については、幾つか聞いています。最初に、これは大事な点だと思えますが、居住地の移転を計画の中で考えているのかどうか。それは、とりもなおさず、かなり大がかりな事業を考えているのか、それとも被災した場所、家が壊れた場所に建て直すというような内容なのかという区別になるわけです。それが7ページにあります。居住地の移転を含むのは22だということでもあります。

22の中身ですが、やはり岩手、宮城、福島の3県だけに22ある。沿岸地です。だから、これは特に想像を超えるということではないんですが、岩手であれば6市町村、宮城10、福島6ということで、沿岸のところそういう計画がある。

今のは7ページの左側ですが、右側に重点的に取り組もうとしている分野が書いてあります。それ以降、まちづくり・地域づくり、農業が8ページ、それから、水産業、製造業が9ページ、以下、個々の分野でどういう復興計画の中身を考えているのかということが書いてあります。

与えられた時間が限られていますので、これを説明はしませんで、ごらんいただくことにしまして、最後に国への要望というのがあります。14ページ、15ページ。その前に復興会議に対する要望というのが13ページにあるんですが、この辺りが我々がこれからまとめていく計画の中に、市町村として是非盛り込んでくれというふうに期待しているものではないかと思えます。

これについて、私は原資料を皆さんにお配りするのがいいと思っていたんですが、やりとりの中で市町村から、地元への配慮から、直接これを出さないでくれと事務局で言われているということでありました。そこで、事務局を口説く時間がなかったので、とりあえず私だけが持っているんです。ですから、それを残された時間でできるだけ紹介して、こんな意見が現場から出ているということを御理解いただきたいと思えます。もし議長がお認めいただければ、何らかの格好で皆さんにこれをお配りする方法を考えたいと思えます。

A市からは、復興特区の指定とか、自治体の復興計画の国の認定などが盛り込まれた特別措置法の要綱案が示されているということだけれども、新聞報道のみが先行して、自治体では詳しい内容を知り得ない。是非そういう情報の開陳をお願いしたい。

それから、B市では、国の復興ビジョンと財政支援スキームの早期開示が必要である。事業実施に当たっては、市町村の裁量が拡大され、自由度が増すような財政措置、一括交付金等や規制緩和、特区制度を期待する。

C市からは、まちの復興に当たり、住宅地を含め都市機能の浸水区域からの移転が必要になることから、住宅移転や二重債務の解消方法等を早急に示してほしい。より具体的に、

日本経済の再生復興をC市から国内外へ発信するため、災害に強い安心・安全なまちづくり、自然エネルギーを活用した次代のモデル都市など、国家プロジェクトとしてC市へ集中投資してほしい。

D市は、専門的な知識を有する人材の派遣及び経費面での支援。施策を実施するに当たり、障壁となる規制の緩和と、施策に対する予算面での支援。

それから、宮城県ですが、E市からは、国への要望として、かなり具体的なことが記されておりまして、防災集団移転促進事業や区画整理事業などへの補助率の拡大。それから、既存の災害関連地域防災崖崩れ対策事業、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業並びに大規模盛土活動崩落防止事業の制度拡充及び新たな制度の創設、宅地被害への早期対応等々、具体的な指摘があります。

それから、F市は、財政支援について書いてある。それから、国庫支援、財政支援措置の充実が書いてあります。それから、復興事業に当たって想定される各種事業の自治体負担が余りに大きく、マンパワーが不足している。こういう回答もかなりたくさんありました。

G市もたくさん記述がありますが、財政的裏づけを是非お願いしたいということと、三陸沿岸の将来に向けて、リアス新成長ベルト地帯とするような国土構想を含めた構想を是非提示してほしいというような御意見です。

最後に福島であります。これも幾つも出ているんですが、H市です。復興に向けた国土としてのグランドデザインの早期提示、それから、復興事業に当たって、事業への明確な財源の裏づけを希望する。それから、地域の持つ個性、住民気質の地域特異性を十分尊重した企画が必要で、復興への長い道のりにおいて、これらのことを実現していく責任は地方政府である各自治体にある。よって、自治体の企画力を尊重して、財源を含めた裁量権を拡大して、住民福祉の向上を伴った復興を支援してほしい。

I市、世界的に例のない原子力災害を教訓として受け止め、一刻も早く避難所生活や仮設住宅を解消し、被災者の生活再興を図ることを踏まえた上で、被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、原子力災害を克服して、地域住民が安心して暮らして働ける地域づくりに取り組むことができるようにしてもらいたい。それから、風評被害についても懸念が示されていて、これについての対策を取ってほしいという感じです。

割と具体的な提案もありますので、皆さんがこれから案文を詰めていくときに、是非傍らに置いて参考にさせていただければと思うので、何らかの格好で皆さんにお渡しできればと思います。

○議長 ありがとうございます。大変ご苦労さまです。

それでは、真ん中をいささか過ぎましたので、ここで10分の休憩を取らせていただきたいと思います。後半、骨子のたたき台についての御討議をお願いしたいと思います。

(休 憩)

○議長 それでは、御案内の提言とりまとめに向けた骨子のたたき台、御厨議長代理に用意していただいたものを8日（水）に事務局より皆さんにお送りいたしました。そして、10日の午前中を締切りとしてコメントをいただきました。それをこれから検討いただきたいと思います。

提出いただいたコメントは、項目ごとに整理した上で、「委員限り・会議終了後回収」の資料として、机上に配付しております。皆さんにお送りした骨子のたたき台は公開いたします。今日、記者の皆さんにも公開していただきます。

それに対して個々の意見、だれが何を言ったかということについては、自由な討論を促進するために出さない。後で議事録は全部出ますけれども、やっている間は名前を出さないという方針に従いまして、これは回収させていただきます。一人ひとりの方の御意見を束ねたものとそれらを項目に沿って整理した資料の2種類がございます。この両者については、会議終了のときに回収させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、私は進行の方に回らせていただいて、内容につきましては、御厨議長代理から説明をいただき、コメントをくださった皆様方の意見が必要ならば、お手元にございですが、御意見をいただくということで進めさせていただきます。

○ 議論の前提なんですけれども、私はこの中の意見にも書きましたが、骨子なるものが直ちに新聞にみんな出ています。一体どういうことなんだろう。それが第1点。

それから、この骨子が事実上、ある種既成事実化されてしまうこと、それを非常に私は恐れます。いろいろな意見があるわけですからね。

そうしますと、私は今日発表することについても反対です。というのは、骨子というのは提言がきちんとして、その要約として骨子が出てくるという話ではないのか。あるいはその骨子を参考にしながら提言をつくっていくということになれば、骨組みだけが先にあって、これはつくるための1つの準備作業としてあるんだということであればいいんですけれども、そうではなく骨子それ自体が独立したものであって、新聞に書かれるわけです。そういうやり方がいいのかどうかという問題があるのです。

○議長 それについては、記者会見でよく申し上げます。今日、これからいただく議論でこの骨子は変わり得るわけです。今日の議論を受けてこれから文章化いたしますけれども、その文章とは違うわけです。一応、議長代理の方から、このように構成してはどうかというのをさせていただくわけですが、それはこれからの議論で動き得るものである、そういうものとして公表する。ですから、これが最終結論だというふうなことはない。

○ いやいや、最終結論だとは思っていませんけれども、骨子でイメージができてしまうんですよ。

○議長 それはもう仕方ないですね。

○ いや、それは仕方なくはないんです。

○議長 隠そうたって、どこからかわかりませんが、実は出ているわけです。それは皆さんに水曜日にお配りしたときから覚悟しているんです。これは隠し切れるものではない、どこからか出るだろう。でも、勿論そうでないことを望みますが、隠そうたって無理なものがあるんです。

それがまるで最終案であるように書けば、それは新聞社の間違いです。我々はそうでないというものとして申し上げる。

○ 私が余り入り口のところで言うといけませんので、ここでやめますけれども、やり方については後で、私なりに意見を述べたいと思います。

○議長 それでは、中身に入らせていただいてもよろしいですか。

最終的な文章については、しっかりと最後まで出ないようにという努力をしたいと思えます。しかし、これはあくまで骨子のたたき台であって、まだここからみんなわいわいやるわけです。そういうものとしてこれを隠そうたって、既に一部の新聞には出たりしている。したがって、誠に妙なお話になるので、別段隠し立てするようなものではない。ここからまだ変わりますよと、しかし、今のところ、ここまできていますということを今日、申し上げるつもりであります。

○ 誤解されてはいけませんので言うんですけど、隠せと言っているのではないのです。そうではなくて、作業のやり方として先に骨子なるものが出てきて、そして、そのことがあたかもひとり歩きするようなやり方について私は話をしているんです。むしろオープンであるべきなんです。

○議長 ということは、公表したらいいということですか。オープンであるべきというのは。

○ そうではなくて、骨子自体が先にひとり歩きするというのはよろしくないということなのです。

○議長 しかし、これから修正するものとして出してもいけないんですか。

○ そうではなくて、もう具体的な作業に入ればいい話であって。

○議長 入ります。

○ 議長は今、これが最終案ではないということで、いろいろ意見があるとおっしゃったんですけれども、今日、特にいろいろな意見があったところについては、この部分はいろいろ意見がありましたということをもう少し詳しく言っていただければ、これが最終案でないということがわかって、あるいはどの辺りで皆さんの意見でいろいろ論議があったということ、そこを詳しく議長に言っていただきたいと思います。

○議長 記者会見でね。皆さんの個々の意見については公表しないということになっている。だから、そのこの部分のどういう点で議論の焦点があったかということは併せて説明します。わかりました。

それでは、御厨議長代理、恐縮ですが、ここから進行をお願いいたします。

○御厨議長代理 お配りしております中で最初に御説明をしたいのは、「復興への提言」骨

子（たたき台）の目次という数ページのものをごらんください。

これで前回から起草を担当しております、私に課せられた最初の課題は大体どういう形の、言わばブックスタイルを考えたらいいのかということで、まず全体像を申し上げます。

そこをごらんいただきますとわかりますように、最初にこの会議で決めました「復興構想7原則」を入れたいと思います。

それに続いて、前文という形で2,000字程度というつもりでおりますけれども、ここにさまざまな今回のこの震災が持っている意味でありますとか特徴でありますとか、そういうかなり大きな議論を前文で展開したいと考えております。その前文についても後で申し上げますけれども、既に幾つかの、それこそ骨子を用意してございます。

その前文に続きまして、いわゆる被災地の地図を載せたい。これは東日本の岩手、宮城、福島、更にはもう少し南の方まで含めた被災地の、被災されたという状況がわかる地図を、これは1枚ではとても記せませんので、数枚にわたって被災の地図を載せたいと思っております。

その上で、そこに続いて総論を載せたい。この総論は、勿論さまざまな問題を取り扱うということでもありますけれども、私の心覚えとしては本論で展開されます。本論は3部構成になっておりますが、この本論で構成されます3部構成のものについて共通の言わば在り方、ここを横断的に見ていくと、こういう特徴が今回の提言にはあるのではないかという、どうしても本論は縦で書いてまいりますので、横に関してえぐっていくことができるものを幾つか特徴的に、これは4,000字程度と考えておりますけれども、私は総論の中で考えたいと思っております。それについても既に幾つかの骨子が出ているところであります。それはまた後で御議論をいただきます。

これをもちまして、1つの前提といたしまして、続いて本論を3つに分けて展開したいと考えます。

本論の第1が「新しい地域のかたち」となっておりまして、地域づくりから始めまして、復興のための施策を地域づくりから土地利用の問題等々を含めて復興支援の手法まで、言わば地域づくりを中心とした今回の提言が第1部の中に示されることとなります。

第2部は、第1部を受ける形で「くらしとしごとの再生」ということで、地域における支えあい学びあう仕組みから入りまして、そこにありますように、地域における文化、雇用、更には地域経済活動の再生、これも4項目に分かれております。

それから、地域経済活動を支える基盤の問題。今日、出ておりました交通の問題、再生可能エネルギーの問題等、情報通信技術の問題等はここに入ってまいりますし、それに加えて特区や復興のための財源確保の問題がここに記されることとなります。

勿論、これについても中にコメントがありましたように、ここはこう入れ替えた方がいいとかそういう御意見がございますので、そういうものは十分に留意しながら次の作業に持っていきたいと考えております。

第3部は、1部と2部とはややフェーズが違いまして、これからの東北の被災地にひと

つすごく焦点を当てているものではありませんけれども、そこから更にこの日本全体の今後のことを考えたときに、そこに言わば発展可能なモデルでありますとか、あるいはそこで生まれてくる他の地域でも恐らく今後起こり得る震災、災害に対する対応を考えた上で「開かれた復興」という形で、ここで議論できる題材を第3部に集めまして、最終的に災害に強い国づくりということで、先ほど出ましたような学術調査の問題であるとか、あるいは災害のアーカイブと伝承という問題というもので、これをくくりたいと思っております。

したがって、最初の前文からいきますと、言わば震災の追悼と鎮魂を含めた問題から、最終的に本論の最後のところでもう一度、今度は災害というものをどう我々は記録し、きちんと次世代に伝えていったらいいのであろうかにつながるような文脈を用意したいと考えておまして、これが今回の、まさに骨子のたたき台でございまして、一応こういう形で展開をしたらどうかというのが、私のそこに提示した原案でございます。

この原案を前提にいたしまして、続いて今度は前文と総論に何を書くかというところに話を持っていきたいのでございますが、ただ、既に各委員からの御意見の中で全体に関わること、これは、委員から言葉の使い方の問題で、どうもやたらわからない片仮名語が多過ぎるといふ、もっともな御指摘がございました。日本語にできないかという御意見、ほかにもそうですが、言葉遣いにおいてやや問題があると既に委員から指摘をされておまして、ここは全体に関わることで、今、注意をして言葉遣いをきちんとした日本語で、つまりわかり得る言葉で書き直す。

ただし、さはさりながら、片仮名語で言った方がわかりやすいところもございまして、それは日本語部分とそれを対応させる形で書き込むということで、この御意見を取り入れたらどうかと考えている次第でございます。

○議長 括弧に入れるということですね。

○御厨議長代理 そうです。括弧書きに入れるという形でやってみてはどうかと思っております。

続いて、前文につきましては、先ほども申しましたように「復興への提言」の中で最も精神的な規定と申しますか、あるいは歴史的な意味と申しますか、地球全体の中での位置づけと申しますか、そういうものを短い言葉ながらきちんと位置づけたいということでございます。

討議用資料の「復興への提言」のたたき台の方でたくさん書いてございまして、これと双方を照らし合わせていただくとよろしいんですけれども、これに関してはさまざまな委員から、どう変えた方がいいかということについて御意見をいただいておりますが、これについては文章をもう少し中身を入れてということ、あるいはこういう具合にきちんと項目が足りないから入れろという御主張だろうと思っておりますので、基本的に私は前文の中に反映させていただきと考えている次第でございます。

前文の次に、地図がきて、そこから今度は総論ということでございます。この総論につきましては、こちらのもともとの骨子では2～3ページにわたってございます。ここは多

分原発問題等について触れるということでございますので、かなりいろいろな修正が入っております。

これについては一応私としては反映できるものは反映させたいと考えておりますが、特に総論部分に関して、前文も含めてですけれども、ここに修正を加えた委員の方でも、あるいはまた今日、これを見ているうちにこういうことが言いたくなかったという方を含めて、これから御議論をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか、この総論と前文のところ、かなり私はここで大きな問題、そして、恐らく本論を串刺しにするような、コンテキストにわたる問題を取り上げたいと思っておりますけれども、どうぞ皆さんの方から。

○ 原子力問題に触れているのが総論の最後の部分だけなんです、これではやはり不足だと思います。福島県の場合、原子力を抜きにしたら農業も水産業も考えられないですから、放射能の影響下にある地域におけるあらゆる産業の在り方とか風評被害のこととかは、本論としても扱ってもらいたいと思います。

○ 御厨議長代理 本論の中でも後で検討いたしますけれども、被災地からの地域づくりの部分であるとか、そういう部分部分で反映されているところはあると思うんですが、更にそれ以外に独立して扱った方がいいという御意見でございますか。

○ はい。事故そのものについてはどうしようもないことですが、その後の除染とか産業の復活については、大きな方針を打ち出す必要があると思うんです。

○ 御厨議長代理 わかりました。では、それに関してはまた整理をしまして、少し検討させていただきますと思います。

○ 私は前書きのところで大きな問題提起をし、私たちがどういう問題意識でやったかというのを取り上げるのはいいことだと思っております。

ただ、私は「総論」でこの部分が要るんだろうかという感じがするんです。つまり、エグゼクティブサマリーとかという、また英語になってしまいますけれども、そういう本論の部分をまとめたものがきれいに整理されているというのが、むしろこの段階で入っていればよくて、前書きのところで原子力だ、こうだという大きな我々の心構えが入っていれば十分で、あとは「本論」のところで具体論はこうですよとあれば、「総論」はそれをまとめたことで、また串刺しだ何だという新たな問題意識を持たないで、サマリーをつくった方がすっきりするのではないかと思います。

○ これは、全体でどのぐらいになるのか。

○ 御厨議長代理 この提言書ですね。これはまだ確定しないところでございます、と言いますのも、実は先ほど言い忘れましたが、本論の部分に関しては、文章だけではなく、ここにこれまで検討部会等から上がってまいりました模式図であるとか写真、こういうものを今回の提言の部分では多用しよう。文章の中に写真や模式図が出てくるようにするか、あるいは文章と模式図や写真を対照にできるような形に構成するか、これは文章を今つくっているところなので、確定はいたしません、そういう形のものにして極めて手に

取って見たときに、わかりやすい提言にしたいと思っておりますので、その部分が決まらないと後半の部分が何ページになるか、申し訳ありませんが、まだ確定できないところです。

○ 大体どのぐらいですかね。

○ 御厨議長代理 大体が難しいところであります。

○ 分量をどうするかは大事なんです。

○ 議長 先生がおっしゃりたいのは、余り長くなってはいけないという意味ですか。

○ 長過ぎてもいけないし、短過ぎてもいけないと思います。

○ 議長 長過ぎるもの、延々というのはだれも読むなということです。しかしながら、これは有識者会議のものでありますから、政策のポイントだけ言うのではなくて考え方みたいなものはしっかり出ていないといけない。その意味では結構書き込んでいないといけない。これだけ時間をかけて内容がないね、というのでは困るんです。

そういう意味では、どれぐらいなんですかね。

○ それは、今、決めるということではないということによろしいのではないですか。私は、この2,000字についても、こういう具合にあらかじめ決めるというのもいかがなものか。何を根拠にそれを決めたらだろうと疑問がありました。

それから、委員がおっしゃったことに私は全く同感で、私はこういう具合に解釈したい。前文というのは、我々の基本的な認識、考え方、ここが非常に大事なところであって、総論はこれから本論を論ずる場合の基本的な、それを具体論にする場合の基本的な考え方なのだとして理解していました。

だから、あってもいいんですけども、総論には余り精力を割く必要はないなと思います。むしろそれぞれのパーツの優先順位をつけて、ここで一番強調したいものはここなんだと書けばいいのではないかと。前文のところでも、ただ羅列してあるだけですが、たとえそれが骨子であっても、最初にこれだというものが先に来た方がいい。骨子はあくまでも提言をつくるための素材だと考えれば、そういう具合にした方がいいと思うんです。ここは、それぞれ本論についても相当力を入れなくてはだめなのであって、余り項目羅列的なことになってはいけません。

○ もう一つ大事なことは、だれが書くかです。これだけのメンバーを選んだのだから、この委員の中から書く人を選んで、書き上げないと、品格を問われると思います。

○ 議長 事務局ではなくて、我々で書きます。

議長代理にその案を書いていただいて、最終的には、私が議長ですから責任を取らせていただきますけれども、その間に皆さんに参加していただく。ですから、今日も議論をしているわけですが、ある意味でここは全員が書ける人ばかりなんですね。それをしっかり議論として出していただいて、それをまとめるのを議長代理にやっていただくというふうに考えております。

○ これまでいろいろな辞典の編集やってきたのですけれども、これだけの骨子が出てき

たら、特段重要なものとその下のものと、そういうウエートをつけてある程度字数を決めていくことにしないと、書き手に任せると、そこだけむちゃくちゃ詳しく書くとか、全体のバランスというのがあります。せっかく骨子案をつくっていただいていますので、この後のどこのところにポイントを置くかというふうな議論で文字数的なものは標準ぐらいのものを決めておく。勿論、絵とか入りますので、それは大変難しいと思いますが、書き手に自由に書かせるととんでもないことになると思います、みんな名文家ですので。ですから、その辺を議論したらどうかなと思います。

○ 字数については前文が 2,000 と総論が 4,000、このレジュメの行数が大体倍、5 行と 10 行ですから、これで考えていくと、1 ページが 8,000 字～1 万字。3 ページありますから全体で 3 万字弱と思ったわけです。適当な量かなと。1,000 字で入れて 30 ページ、図表を入れて 50 ページ弱ぐらいのちょうどいい、手ごろな厚さかなと。それは私の勝手な想像です。議長代理は違うことを考えておられるかもしれません。

それで、総論のところの議論ですけれども、ちょっと気になるのは、先ほど委員がおっしゃったように、原子力がここに出てくるわけです。総論を消してしまうと原子力がなくなってしまう。これはよくないので、もしそういう議論であれば、原子力をどこで書くかという話をきちんとしないといけないと思います。

○ 今回の東日本大震災はどういう意味を持つのかということ考えたときに、私は被災地を歩きながら、やはり決定的なのは、単なる大地震と大津波ではなくて、それが結果として原発の事故を引き起こしてしまったということが、今回の東日本大震災に対して決定的な影を落としている。それを抜きにしては、例えば、人と自然の共生といったことを言う。あるいは失われたいのちへの追悼と鎮魂。でも、生き残ったいのちも実は放射能汚染によって脅かされていて、それはどうなるのかといったことは決定的に新しい、未知の体験をしているんだということをもう少し前面に出した方がいいのではないかな。これはやはり決定的に違うんです。原発の事故がああいう形で起きなかったら、大地震と大津波の体験そのものはけっして新しいものではないのです。というのは、昭和 8 年の『アサヒグラフ』を見たら、ほとんど被災の光景は同じなのです。瓦礫にうずもれた町の中に船が取り残されていたり。だから、それをはっきりさせることが必要なのだというふうに感じています。

○ 私は、第 1 次提言骨子案の中に修正意見を是非入れていただきたい部分が幾つかあります。

1 つは、この原発の事故についての特別法を是非制定していただきたい。今までの枠組みの法律では到底対応できないと思います。ですから、まず修正意見は、福島県は地域の再生を図る上で極めて困難な状況に置かれているため、長期的な視点からということが大事なので、国が責任を持って福島県の再生に取り組んでいただきたい。このため、被災地域の再生に当たっては特別法の制定によって対応すべきという文言を加えていただきたいと思います。

次に、特別法の中での損害賠償です。原子力災害の被災者の生活保障、事業の継続、再建支援等を確実にやる必要があることから、被災者の生活保障等という項目を追加した上で、原子力災害による損害に対しては特別法を制定し、十分な賠償等を国の責任で行うことが必要という文言を追加していただければと思います。

3番目です。これは前からもお話をさせてもらっておりますけれども、原子力災害に絞った協議の場を是非つくっていただきたい。原子力災害は、被害状況や復興の手法が地震・津波災害とは大きく異なる。また、被害のほとんどが福島県内で発生している。更に、その影響が広範かつ長期に及ぶものと懸念されている。このような原子力災害の特殊性を踏まえ、復興構想会議における議論とは別に、原子力災害に絞った協議の場を設置することが必要という文言を追加していただきたいと思います。

更に、施設の整備です。一つは、医療。今度の原発事故で健康への影響が県民の大きな不安となっている。このため、放射線の影響に関する長期的健康管理、最先端の研究・医療を行う施設等を被災地域に整備することが必要。この放射線の影響に関する長期的健康管理、最先端の研究・医療を行う施設等を被災地域に整備することが必要という文言を追加していただきたいと思います。特にこれは、福島県立医科大学がありますので、そのような施設を整備していく。

更にもう一つ、これは極めて重要だと思っております、今までも重要ですが。福島県を放射能汚染を除去するための研究・実践の場、再生可能エネルギーに関わる研究・実践の場として検討すべきというこの言葉。これに更に一步踏み込んでいただいて、こういうふうな言葉にしていきたいのです。福島県に放射線物質の除去と再生可能エネルギーに関わる研究拠点を整備すべき」ということに修正していただきたい。

○ 今日、各委員からの御意見が机上にありますけれども、これは、全部ここで皆さんが発言したということにしていきたいのです。そうしないと、みんなそれぞれがやったら何時間やっても終わりませんから。

それと、委員の提案で、私は起草委員会にすべきかどうか分からないのですが、会議はこれで足りるのですか。つまり、個別のパートごとで、この間はワークショップでやりましたけれども、何かやらないと個別の具体策まで踏み込んでできないのではないかという気がします。ちょっと飯尾さんのを含めて、これで大丈夫なのか。つまり、与えられている時間内でおさまるのだろうかということをおっしゃっていただきたいのですが。

○議長 最終的な時間が限られているという状況の中で、我々は作業をしなければいけない。大事だよ、これでは足りないよというところと、もう既に書いていただいたものがあります。御厨さんがそれを咀嚼してできるだけ組み込んで素案をつくる。更に、これではだめだよ、もっとこうしろよという皆さんの御意見を今日しっかり出していただく。たくさんの方で書くというのもわかるんですけども、しかし、結局は1人の方で書いた方が、全体的なバランスとか、記述の一貫した水準が保たれる。余り船頭多くしてやると、ツギハギ的寄せ集めになりやすい。それをまた調整してというのは大変なことになるんですね。

辞典みたいに字数を決めて、幾らで書けというのは、この報告書の場合には向かないと思います。

○ 私は、議論の場のことを言っています。

○議長 わかっております。そういう意味でここでしっかり議論を出していただいて、それを受けとめて御厨さんにまとめていただくというのを最初の仕事にして、それを次回、皆さんのもとに出す。その後が問題だと思うのです。次回、議論をしたら済むかということ、恐らく済まない。したがって、今度は週1回ではなく、来週の場合にはもう1日とってもらって議論するというふうにすれば、何とかできるのではないかというふうに考えている次第です。

○ 進め方です。今、御意見が出ましたけれども、ここで書かれているそれぞれの意見、文章を出したものはもう意見表明されたということにすれば、その中でまとめるに当たって意見が矛盾している、だからどっちか取らざるを得ないとか、何かそういうものがあればそこは議論しないといけない。そうでなくて、これは結構な意見なので取り込みますということであれば、その意見は通ったというか、採用されたということになると思うので、むしろここでは、私は今、初めてほかの人の意見ももらったので、どれが対立しているかというのはわかりませんが、議長代理はその辺がポイントがわかっておられれば、こういう点についてどう思うかというふうに言っていただいた方が進みが早いのかなと思います。

○ 委員のおっしゃるとおりだと思います。まず全体のスタイルを先に決めてしまったらいいと思います。さっきの総論をどうするのかということも決をとっていただきたい。前文がまずあって、本論の目次立てはこれでいいのかという点など、大きいところから形を決めていかれたらいいのではないかなと思います。さっき委員がおっしゃった原発のことも、例えば全部総論に持ってくると形としてちょっとバランスが悪いという気がしますし、あれはやはり本論に、という気がするんですね。

○御厨議長代理 実は今日のこの会議の進め方についても、どういう形で進めたらいいかというのはいろいろ考えました。今までのところは、各部に分けて少しずつまた新しい御意見をいただいてというふうに考えておりましたけれども、今、皆さんのお話を伺って、多分、前文のところと総論のところは少し入れかえるといいますか、総論を書く必要がないということであればそれを別の形にするとかいうのは、起草者である私にお時間をいただきたいというふうに考えます。

それから、原子力の問題は最初から総論のところに置いてありまして、これは、議論になるということは十分に想定しておりました。ここで今、いろいろな御議論をいただきまして、これはかなり重い部分でありますので、これを本論のどこかに反映させるか、あるいは別途議論を立てるか等々を含めて、これもちょっと私にお時間をいただきたいというふうに思います。それを無視するというわけではなく、ここで勢いでもって次を決めてしまうというのは、ちょっと私自身がまだよくこなれていないところがございますので、も

し御反対がなければ、そういうことでその部分は引き取らせていただきたい。

それから、後の部分に関して言えば、今日の前半の議論にありましたような部分はやはりまだまだ煮詰めなければいけない部分でございます。それについてもう少し御議論をいただき、それから委員は、明確に対立しているところがあればというふうにおっしゃいましたけれども、私もずっと読ませていただきましたが、必ずしも対立しているとは言えない。しかし、両方入れたら変なふうに思われるだろうなというところが結構ございます。これも、もう少しお時間をいただきその部分は検討させていただいて、そして、御意見をいただいた方と直接お話をするなり何なりして、そのところは御了解をいただくという形にさせていただきたい。

ここでやってもいいのですけれども、ここでやっていると、ここでの皆様の御議論の傾向から言うと、だんだん熱くなる。議論そのものが白熱するのはいいのですが、白熱した後にはぽこっと、一体何をやっていたのかなというのが残ることがしばしばございますので、申し訳ありませんが、そこも私に。私にとばかり言ってまた怒られるかもしれませんが、ちょっと引き取って、このところ、ほとんど自分の時間をなくしてやっておりますので、もう少しその作業を続けさせていただければというふうに考えております。

○議長 基本原則について我々は合意しているので、割と共有しているものが多いのですが、しかしながら具体的に入っていくと、これを強調する、しかし、これは強調しない、その両立は必ずしも容易ではない。そういう問題はたびたび出てくるわけですね。我々はここでいろんな観点から議論をする、政策的合理性からものを言う人もいるし、ある意味で良心の発露として熱く議論しているという面もあります。それには十分理由があるというふうに押さえながら、しかし、国としての政策はこうではないか、と大局に立ちかえって論ずる。あるいは個別問題について非常に強調するというのがある。それを我々は真っ当に受けとめるけれども、しかし、国としての全体政策としてはこうではないかと、議論の理由、意味づけというのをしながら、全体の方針はこうだという辺りを御厨議長代理にしっかり、いい議論をしていただきたい。

既に苦勞していただいているけれども、そこはやはり一人の人の筆力でやっていく方がいい水準の議論になるのではないかと。勿論、それをこの会議に出したら、これでは足りないよという御意見を、次回、しっかりまた言ってもらおうというふうに、みんなで参加しながら、しかし、書くのは一人の筆力で書いていくということが望ましいのではないかと。議長の代理の「お時間をください」というのを是非認めていただいたらと思います。

○ よろしいです。努力に深く敬意を表し、そして、熱すぎて脱線することに対して反省していますけれども、もう一つ、脱線ついでに、今、骨子をつくるために議論をしているのですか。それとも、一応その骨子をまとめて、そして骨子の後に提言を具体化すると、こういう2段階なのですか。その辺がいまひとつわからない。

○議長 骨子は提言をつくるために考えたものです。したがって提言をつくるための議論に、今、入っているのです。どういう提言がよろしいかということ相談しているんです

ね。その土台として骨子を今、出したわけです。だから、こういう項目ではだめだよ、もっとこれが要るよ、こういう点の議論こそ中心にすべきだよ、そういうことがあれば是非出していただきたい。提言づくりの段階に入っているわけです。

○ 勿論、そうなんだけれども、骨子はあくまでも提言をつくるためのある種の手段なのであって、そうすると、提言をどうやってつくるのかという話になる。その場合に、私は、議長代理の一人でやった方が統一がとれるということについてはいささか疑義がありまして、逆に平板になってしまうのではないか。だから、それぞれの大きな項目、今、3つの項目がありますね。それぞれに起草委員会をつくった方がいい。そこは集中的にやってもらうと思ってこういう具合に提案したのですけれども、それについてはいろいろ御意見があるでしょう。ただ、骨子はあくまでも次の提言をつくるための単なる通過点、手段なんだという具合に、そういう位置づけでなければいけない。そう思います。骨子自体の文章をどうするかみたいな話になったのでは時間のむだでもあると思います。

○ 次回は骨子が出るんですか。草案が出るんですか。

○御厨議長代理 次回はこれが文章化されたものとして出てまいります。全部においてそれができるかどうかというのはまだ自信がありませんけれども、大体この点までだったらざっくり言えるという部分についてはもう文章にして出ています。今回は、そこに行くまでの段階でまだ文章化していないけれども、こんな項目をこんな感じでというのを是非出していただきたいということで、骨子ですから、これに対していろいろ言っていて、それを順番にもう一度並べかえてという作業をしたい。その過程で、今日、御意見をいただいた方の意見に関しては、私の方と場合によっては直接お会いして、この辺はこういうふうにしていきたいんだけれどもということをお願いした上で文章化し、文章化したものを次回のここで徹底討論ということになると思います。

その徹底討論は、議長が後で言うはずですが、1時から始めて多分5時では終わらないだろう。その場合は、来週は7時まで官邸をとってあると思いますから、7時までやらせていただいて、なおかつそれで終わらない場合は、場所を移して深夜までやらせていただく。なお、それであれしない場合は水入りですね。来週一日、時間をとってやっていただく。そういう意味での全員参加のやり方ということで、今回は進めていきたいというふうに思っております。

○ 済みません。飯尾さんのところはもうこれ以上具体案は出してこられないのですか。

○飯尾部会長 今日の御議論をもとに、御厨議長代理からメモを用意せいと言われておりますので、それを何か用意しなければいかなんと思っております。いろいろ資料を集めておりますので、今日、大きなところ、わかりやすいお話はしておりますけれども、資料ぐらいのことは御厨議長代理にお出しするつもりでおります。

○ つまり個別では、例えばスマートグリッドの話とか、私も幾つか提案していますが、そういう具体案はどういうふうに処理をしますか。

○飯尾部会長 それはどうでしょう。御厨議長代理にお出しいただければお考えになるの

ではないかと思えます。

○御厨議長代理 それは私の方に全部出していただいて、私の方で集約して行って、更に深いところを調査していただく場合は飯尾部会長にお願いをする、そういう形になるかと思えます。

○ 確認させていただきます。そうすると、今、骨子の議論をしているわけですが、骨子の改定版が出てくるわけではないということですね。次は本文が出てくるということですね。

○御厨議長代理 そういうことです。

○ ただ、骨子の中に盛り込まれているものは言わばキーワードなので、その言葉は本文に登場するだろう。ない言葉については、主要な用語としては登場しない可能性がある。だから、少なくとも骨子の中にキーワードが入っていることが大事だということですね。

○御厨議長代理 そういうことです。

○ 流れとして、議長代理に執筆の労を取っていただいて、それをたたき台にして議論していくということについて、私は是非そういうふうをお願いしたいと思いますが、今までの議論の流れを考えると、7原則というのが出てきていますけれども、もう一つこの後に8つの箱があって、5つに整理されましたね。それは合意してきたと思えます。今、手元にはないんですけども、主要な内容として、まちづくりと産業と原子力があって、それは総論的なものとまとめて挟んでいるという構造だったと思えます。

それでいくと、原子力のところの構成が変わっている。今までの議論だと、そこをもう一回それに戻していただいて、原子力を1つのパートとして据えて前後で、最初の前置きは前文ということになるのかもしれませんが。あるいはそれと総論が一緒になったようなもので、最後の締めで挟んで、要約は要約で別途最後につくるというやり方もあると思えます。それが今までの議論の流れからすると、合意を踏まえたものだという気がします。

○御厨議長代理 5論点に関しては、私もどうしようかと思ったんですが、基本的には8つの箱が5つになって、その5つをよくながめていきますと、ちょっとレベルの違いものがありましたので、それを今回こういう形に組み替えたわけです。ただ、組み替えてみると、やはり原子力の問題については1つかなり重い問題なので、やり方を考えなければいけないと思っていて、要は5つの箱のところからここへきて、大体その間で議論が展開していると思っていただければ、皆さんがここで御議論されたことに関しては、ほぼ入っているんです。

入っているものを前回は主な意見という形でそのまま出しました。今回はそれにもうちょっとウェイトを付けて出したということでございますので、その辺に関して、今、委員がおっしゃったような御議論をいただければ、それを次回までに反映させたいと考えております。

○ 文章として、前言を多くして、総論はやめた方がいいのではないかという提案がありましたけれども、それに賛成です。結論の部分が800字ぐらい要ると思えます。それがあ

る意味で抽象的なのです。やはり未来社会の見通しのような部分が最後に要るような気がします。前言と結論、その間に本論が入るという形でどうでしょうか。

○ 結びを設けるべきだというのは、大変賛成です。そして国連憲章でも日本国憲法でも、前文というのが非常に大事だと思います。暗記されるぐらい格調高いものを期待したいと思いますが、やはり復興構想7原則より前に、開くと最初に前文があるべきだと思います。そして、その後に7原則がきて、地図がきて、本論、最後に結びがよろしいかと思えます。

○ 私は5つの論点はよかったのではないかという感じがするんです。というのは、やはり大きな柱として原発をここに入れているわけです。骨子の場合は、何かどさくさ紛れとは言わないけれども、つけ足しのようにしているのはいかがなものかという感じがあります。前の方が結構よかったのではないかという感じがありまして、原発は大きな柱にすべきです。

そうなりますと、これは後で議論になるかもしれませんが、表現の弱さという問題があります。いろんなことを考えた結果ということもあるでしょうが、財源の問題もそうです。及び腰だという感じがしますし、やはり表現の強さというのは大事です。これはメッセージですからね。

例えば原発について国際的な信認を得られるよう徹底的に検証を行うことが必要だいうだけでは、それはそうだろうという話になってしまう。ここは内外の第一級の研究者を集めた第三者機関をつくるとか、そういう具合に強いメッセージにしなければいけない。文章上の配慮がなされすぎているということが私には非常に不満です。そういうところが随所に出てきます。これは我々の強いメッセージなんだということをやはり示さなければいけない。何となくふわっと問題提起しているだけの話だと、それはいけないと思えます。

○御厨議長代理 そのとおりだと思います。

今、委員から5つの箱はよかったと言われて、私はほっとしております。前回あれを発表しようと言ったときに、こんなものと言われてので、やはりあれはよかったんだという再評価をいただきまして、大変喜んでいところでございます。

○ 前文についてコメントをいたします。前文で最も私達に訴えるのは、最初の「追悼と鎮魂、国民全体の連帯と分かち合い」という部分と、最後の「現代文明のあり方や日本人の生き方についても考える契機に」という部分です。その間のものは特徴であるとか影響であるとかの事柄ですから、格調高いのは最初と最後だと思います。ここはやはり注意深く力を入れて書くべきだろうと思えます。

最後の現代文明のあり方についてコンセンサスが取れているのかというと、疑問があります。修正意見にも入れていますが、現代文明の限界を認識するという表現は適切でしょうか。認識すべきは科学者と技術者の限界だと思います。同じ科学技術の産物であるにも関わらず、ある時は新幹線を肯定し、ある時は原発を否定するのは矛盾しております。むしろ、想定し切れなかった科学者、技術者の姿勢への反省を強調すべきではないかと考え

ます。

もう一つ、共生という表現です。自然をコントロールするか、自然に服従するか、それとも自然と調和するか、という選択肢の最後のものを共生と言っているのだと思いますが、そのような位置付けを明確にしないと、取られ方があいまいになって、迫力を欠くと思います。

○ 私は昨日の夜これを初めて見る事ができた状況なので、ペーパーを出していません。今日しか骨子に対する意見を言う場がないということなので、申し訳ありませんが、少しだけお話しさせていただきます。

皆さんの意見を見ながら、今、チェックしていたんですけれども、1つは地域における文化の復興ということで、ここには文化財などが表に出てきています。文化庁的な意味合いでの文化財というのはわかるんですけれども、もう少し地域の文化を現実的に即して考えたときには、より大きな網をかける必要があるだろうと思います。その後にも復興を通じた文化の創造などを出ているんですが、先ほどの検討部会から出されたペーパーも、ほかは結構充実した議論を経て書き込まれているのに対して、とても弱いんです。例えば今回被災地の博物館や美術館、あるいは学校の図書館といった施設が相当被災に遭っていますし、それをどうするのかということ、私自身はすでに自分のテーマとしてやろうとしているんです。

つまり地域の文化的なコミュニティを再建しなければならないという議論はあるんですけれども、それに対して具体的にこういうことをやるとかの提案が見られない、具体性が非常に乏しい気がしてしまいます。議論も余りされなかったと思いますが、震災から3か月という状況で、一番遅れているのが文化ということであり、被災地では文化の復興とはとても言えるような状況ではない。だからこそ国のレベルできちんとそれをケアする、地域コミュニティ、文化の側面からそれを支えるといったことを、もう少し具体的なメッセージとして盛り込んだ方がいいのではないかと思います。

もう一つ、それと関わりがあるんですけれども、観光ということが先ほどのペーパーで出てきているんですけれども、とても弱いんです。ここでは観光についての議論が余りなされてこなかったと思います。それに対する関心のある方も委員の中にいらっしやなかったということもあります。

観光というのは、東北にとっては、産業レベルでいうと非常に比重の大きい、雇用もすごく抱えているんです。その観光が、今、非常に厳しい状況の中で、どんどん雇用も断ち切られているという状況があります。ですから、観光ということにもう少し力を入れて提案の中に盛り込んでおきたい。

繰り返しますが、被災の3県だけではなくて、例えば山形、秋田、青森の観光も非常に厳しいところに追い込まれていますから、是非3年とか5年でも結構ですから、東北全域を観光特区として支援していくような体制を考えた方がいいと思います。恐らくこの1年ぐらいで、観光地の旅館、ホテルなどが相当倒産に追い込まれていくと思います。そうい

う状況というのは、被災地の復興に対しても、東北に観光で来たけれども、何だか寂しいみたいな、それはポディブローのように効いてくるような気がしますので、是非観光についてももう少しきちんと書き込んでいただきたいと思います。

○御厨議長代理 今、あなたに対して質問なんだけれども、文化は弱い。確かにそうなんです。文化の具体性といったときに、どういうイメージがありますか。

○ 例えば経産省の方から、デジタルな映像などの形でさまざまな地域文化の記録を集めたいという提案を受けました。それは必要な仕事だとは思いましたが、文化の側からすると、それだけでは物足りないんです。例えば3.11で被災した後にたくさんの映像が流されましたね。

しかし、その映像の背後にはそこに暮らしていた人たちの記憶や体験、それにまつわる風景、いわば記憶の風景が埋もれているんです。そういうものも掘り起こしながら、新しいこれからの暮らしや生業の風景を描き直すためにも、単に文化の小さな側面ではなくて、もっとトータルに網をかぶせていくようなことが必要だと思います。議論がなされていないので、これ以上うまく言えないんですけれども、これから文化の復興支援ということではできることがたくさんあると思います。

○御厨議長代理 わかりました。それは多分こういうではないですか。文化という言葉で言ってしまうと、何かもう終わってしまったみたいな感じがあるけれども、そのところをもう少し掘り下げて、少し具体例を入れて書く。これは観光の方もそうだと思います。それは確かにここでは余り議論されていないことであります。これはたしかワークショップでちょっとやりましたけれども、それぐらいですので、大変貴重な御意見だと思います。

○ そのこと同時に、アーカイブセンターをつくろうという議論に上手につなげていくことによって、もっと大きな広がりを持った展開ができると考えてきました。

聞き取りとか聞き書きに対して、個人情報はどうのこうのと言われていましたけれども、我々はおじいちゃん、おばあちゃんに話を聞くプロですから、そんなことはよくわかっていますし、内閣に集めると言われましたが、やはり災害アーカイブセンターをつくってそこに聞き書きの記録、あるいは神戸でもやっていますけれども、映像の記録を集めたいのです。被災した方たちに、自分はどのような体験をしたかということ語っていただき、それを公共の記憶として残すのです。

○議長 一人ひとり、犠牲者周辺からインタビューとかね。

○ 例えば経産省が提案なさったことにつながりながら、1万人の被災者たちの映像記録というものを、勿論個人情報とかそういうことに配慮しながらきちんと残すことができたなら、それは大変な公共の財産になる。そして、記憶や体験を語り継ぐためのよすがにもなる。それはやはり国立レベルのアーカイブセンターのようなものをきちんとつくって、そこが担当していかないといけない。しかも、それは時間が遅れれば遅れるほど難しくなるという意味で、文化財といった限られたレベルではなくて、もっと広い網をかけた文化に

光を当てながらやっていくことが必要なのではないかと思います。

それから、もう一つだけなんですけれども、復興財源に関しては、この場で議論が分かれています。7原則は勿論ありますけれども、他の委員が言われた議論、あるいはそれをどういうふうここに反映していくのか。

例えば骨子のたたき台の10ページに「復興財源については、国民全体で広く復興を支えるとともに、将来世代に負担を先送りすることなく今を生活している世代で確保」と書いてあります。これを認めたら、当然ですけれども、復興債のようなものは次の世代となるわけですから、ここはまだ議論の決着がついていないと思います。

○御厨議長代理 勿論そうです。ここは今日議論していただきたいところだと思っていました。まだ決まっていないのはここですから、ここは後でお時間をいただいて議論します。

○ わかりました。

もう一つだけです。再生可能エネルギーについて随分書き込んでいただいて、とても勇気づけられましたが、委員が言われているように、もう一つ踏み込んだ具体的なものを出さないと、美しい絵柄ですねということで終わってしまうような気がするんです。ここまで書き込むのであれば、もう少しこういう可能性があるということ、できれば入れていただきたいと思います。

例えば私は福島県を自然エネルギー特区にと提案しましたが、東北全域で行う再生可能エネルギーへの支援とは別の意味で、福島に対して手厚い支援をいただけるような文言を書き込んでいただくと大変ありがたいと思います。

○ 委員が提案したことです。福島に原発を含めて自然エネルギーの研究所をつくる。これは提言の大きな目玉にしたらどうかと思います。これは具体性を持った目玉です。強く主張すれば必ず実現できると思います。それは具体性を持つとともに夢のある、そして将来の文明の問題につながる、そういう研究所を福島につくる。これは重要なことです。

もう一つ、委員から出た観光の問題ですが、東北には新幹線が通って非常に便利になりましたし、観光は東北の産業の1つの目玉になる。観光産業の盛んな京都は都の文化ですが、日本の原文化があるのは東北です。そして、縄文文化なども残されています。宮沢賢治だけでもたくさんの方が集まります。それに斎藤茂吉や石川啄木や太宰治を加える。そして『遠野物語』は柳田國男、あの地で民俗学が興ったのです。遠野も観光の目玉の一つになります。それから、平泉や松島は『奥の細道』で重要なところですから、それも目玉になる。こういう観光ルートを開拓してほしい。

震災を観光の目玉にするというのは大変ですけれども、広島が原爆ドームを観光の目玉にしたように、被災地を観光の目玉にしていけば、観光は東北にとってかなり重要な産業になると思います。

○ 先ほど委員のおっしゃったことに賛成で、文化的なことというのはヘタをすると非常に狭い意味に受け取られやすい。生活文化みたいなものも省かれやすいですし、当人たちが文化だと思っていないこともいっぱいありますので、できるだけ広く網をかけていただ

きたい。そういう表現を凝らしていただきたいです。

今、思いついているのは、「文化基地としてのコミュニティ施設」、それも入れていただけるとありがたいです。文化基地としてのコミュニティ施設を再生するということです。

あと、観光は東北にとって非常に大きいことですが、観光資源の活用と書いてあるんですが、活用より再生が先です。

それから、今回の「防災」についての考え方では、全体に逃げるという発想が希薄なんです。防波堤、防潮堤という考え方は出してあるんですけれども、退路を充実させるという記述がない。やはり岩手県でもそうですけれども、この町とこの町を往来するのに1本しか道がなくて、それが切れて全く行けないという状態になっています。バックアップ道路というか、そういうものの建設が不可欠だと思います。とにかく逃げる、退路を充実させる、ということも1つの大きな主張にすべきだと思います。

○ 観光についてですけれども、私も以前から復興はこの地域の強みを生かすべきということで、1つは農林水産業とサプライチェーンを中心とした製造業、それから、観光が強みだと申し上げてきましたので、もっとここを強調するのには賛成です。

その際の強みは、1つはまさに自然の競争力です。つまり国立公園等があるということなどで、そこからエコツーリズムの発展可能性なども出てくる。

もう一つが、今、委員がおっしゃった文化の競争力という意味で、それは平泉などがそうですし、もう一つはやはり風景でしょう。遠野もそうですし、被災3県ではないですけれども、例えば山形の庄内は藤沢周平の世界といったように、そういう風景の持つ競争力をもっと強調してもいいと思います。そのためには風景の復興が必要だというのは、おっしゃるとおりだと思います。

それから、財源についてですけれども、私は委員が言われたような合意はある程度あると思っています。つまり、財源を制約にはしないということはわれわれに共通していると思います。必要なお金は必ず出す。財源が制約でこうだというのではなくて、必要なものを積み上げていく。そこについてはだれも異論はなかったと思います。だからこそ、積み上げたお金をどのようにファイナンスするかという財源の議論をしなければ、絵に描いた餅になるでしょうというのが財源の話だったと私は理解しています。

もう一つ復興債については、復興債を出してもきちんと決められた期間の間に償還するのであれば、後世代につけ回しをすることにはなりませんので、そういう面では決して後世代に負担のつけ回しをしないということと、復興債というのは矛盾しないと思います。

そういう面で、財源の話というのは、基本的には、今、全国民がどうやったら被災地を財政的に支援できるかというスキームを考えると理解していて、それについては私は合意ができていないかと思っています。

○ 文体なんですけれども、私はできるだけ被災地の人に読んでいただきたい、そして若い人に読んでいただきたいとなると、です、さすがいいんじゃないかなと思うんですね。いろいろ反対の方がおられるかもしれないけれども、柔らかい口調で、そして私たちが議

論したということ。

もう一つは、もうちょっと臨場感を盛り込めないかなということがあって。新聞を含めて、この会議で、例えば財源をめぐってもめたとか、いろいろなことがどうせ書かれるぐらいならば、私たちも実はこの部分では随分時間をとったとか、あるいはみんな熱い思いがあったとか、臨場感を出した方が、結局は少なくとも読んでもらえるものになるんじゃないか。

何か結論だけ書いてあって、それを違うところでやると、ここではもめたとか、もめないとか、裏話が出てくるよりも、どうせ議事録が公表されるということであるならば、そういう臨場感というものをもうちょっと出せないかなと私は思います。

○御厨議長代理 臨場感と言われました。難しいと思います。しかし、頑張ってみたいと思います。

○ そろそろこういう議論も要るかなと思っているんですが、今、委員からは、財源に関連して、歳出、支出について条件を付けない、それに対応してお金をつくるというお話がありました。ただ、一方で今までの議論だと、相当いろいろなところに費用がかかるという議論が出ているわけです。それは、幾らでもそれが実現できるのかということ、そういうことではないんだろうと思うんですね。

では、その辺をどういうふうに表示するかということですが、これまでも、例えば漁港について選択と集中をするべきだとか、それから鉄道と道路とどっちを優先するべきかということが、この場あるいは検討部会で展開されてきたと思うんです。その大きな根底には、被災地域は被災の前から人口減少傾向があった。人口減少ということは、これはかなり大きな流れなので、被災で加速されることはあっても、それを元に戻すのはなかなか難しい。日本のこの期間のトレンドなんですね。

ですから、そういうことを考えていくと、例えば住宅の必要性とか、さまざまなものの必要性というのは増えていくわけじゃなくて、大きな流れとしては減っていくんだと。ただ、壊れてしまったものを元に戻さなきゃいけないということはあると思います。だから、社会の現段階における日本のトレンドとか、そういうことを踏まえて、どういう復興が創造的な復興なのか。

つまり、新しい時代に最も効果的に活性化できるような復興なのかということをごどこかで書いて、そこがおのずから復興事業についても取捨選択あるいは優先順位を付けるときの基準になるんじゃないか。だから、考えられるものを全部並べて、それに見合った財源をつくらうという発想では、これはなかなか最終的には国民に受け入れられないと思うんですね。それが本当に次の時代をつくるような復興になるんだということを、しんとして通しておく必要があるのかなと。

それは、結局、支出についての精査の基準にもなるんだろう。今までそういう議論を余りしてこなかったけれども、根底には要るだろうなと思います。

○ 岩手の沿岸地方の人口が減少傾向になったのは、ただ何となく人口減少というトレン

ドがあったわけではなく、高度成長時代の臨海大型工場が撤退し、そこで働いていた多くの人たちが地域外に流出したことが考えられる。また、まさにここ10数年の日本経済の低調にあわせて、その地域の県民所得も減り人口流出が加速していったなど、理由があってそうなっております。

復興においても、市町村や岩手県でも、地域資源、農林水産業を生かして6次産業化をし、高付加価値化を進めて行こうとか、幾つかの先端的な工場が既にあることから、関連産業をさらに誘致していこうなど地域の状況に応じて考えています。だから、そういう地域の意向を踏まえつつ、国としてもちゃんと産業戦略、経済戦略を持って進めて行っていたら、これ以上、そうそう著しく過疎化が進むということもないとは思っています。

むしろ、日本全体として戦略的に、日本の端の方でも産業がちゃんとあって、人が今後100年、200年住み続けるような日本にしておかないと、国家安全保障上も不都合が生じるのではないかと、そういう戦略を持ってアプローチしていけばいいんだと思います。

○ 先ほど、委員の文章のすまじ調、これはなかなか難しいところだと思う。強さが出ないという問題があるんです。

ただ1つ言えるのは、私は骨子がひとり歩きするのを恐れた一番の理由は、文章が無味乾燥になってしまうことなんです。今度のこの提言は歴史的な事態に遭遇したわけですから、そこに我々の構想会議の委員のパッションがなければ、この不条理に追い込まれていることへの怒りがなければいけない。原発なんか、巨大な怪獣のように我々を襲っている。こういう事態に対して怒りを持ちながら、そのパッションがほとぼり出てくるような提言じゃなければいけないと思います。

だから、私は項目ごとの骨子というのがひとり歩きするのを非常に恐れるんです。ここには感情がないんです。余りパッションが過剰になると、それでは具体的にどうするんだという話にならないという問題も出てきますが、そこは調和させながら、提言が被災者に対するメッセージであり、それから読んでくれる全国の皆さんに対するメッセージである。単なる報告書じゃないんだということを、そこを是非十分考えてほしいということが第1点です。

2つ目は、先ほどいろいろな復興財源について原則をお話しましたがけれども、具体的に細かくなると対立がどうしても出ちゃうんです。だから、対立が激しくならない状態で、しかし我々も責任を持って言っているんだということをどうやって表現するかという、ここは相当大胆な中にも慎重というか、強いメッセージになり得るようでありながら、しかし、余り分裂しては困るということをもうちょっと詰める必要があるなと思います。

○御厨議長代理 非常にいいことを言っていただきました。委員にお願いなただけでも、それをちょっと考えてください。私、相談に行きますから、その部分。

○ パッションですか。

○御厨議長代理 そう。つまり、全体として、今回のものは、僕もそう思うんだけど、

物すごく本論で展開するところは散文的なんですよ。これはしょうがない。その骨子が先に出たから心配だというのもよくわかります。それに対して、こちらの方は、ある程度のボリュームを持って、しかもある程度の深さを持って言わないといけないということも事実なので。これは、実は方向がちょっと違うんです。それをうまくぎゅっとやる、グリップするところを手伝ってください。

○ 是非、委員にこの点も書いてほしいんですけども、今回の災害全体の中で、本当に未曾有だったというか、文明的に記録されるべきだというのは、原発直近4町その他の流浪状態です。これが一体どうなるのか。実際、今、4町というのは税収もないわけです。しかし、役場職員に給料を払い続けている。これまでの基金から出しているわけですね。

これ、早晚、もたなくなります。この4町が果たして継続して存在できるのかどうか。この分散居住の状態、あの4つの町が今後どうなるのかというのは、歴史的な出来事です。この点も是非よろしくお願いします。

○御厨議長代理 いろいろと難しい質問。

○ 福島県もそう。

○ 今度、骨子をいただいたときに、例えば委員の方から、これはナショナルプロジェクトできちんと出さなければいけないじゃないかというお話がありました。。ですから、これを6月末に出すということは、次の補正あるいは概算要求に乗るという一つの目標があるわけで。ですから、私なりに学術研究のところは少し具体的に書かせていただきたいというわけです。

それから、既に関係省庁ともどうするかというお話をさせていただいていまして、その中で、実はアーカイブズも、これは一つの地方でできる問題ではありませんので、関係省庁でどういうふうに組み立てていくか、そこところが全然見えていけませんのでね。ですから、そういうものが必要だよということはこの中に書いていただきたいのです。

ですから、6月で解散する会議じゃないですから、緊急提言で具体的な内容を早く実現化しなければいけませんので、その次の仕事もつながっているような提言といいますか、そういう表現に是非していただきたいなど。つまり、それだけで終わりじゃなくて、次にどうつながっている。

○御厨議長代理 要するに、先が見えるということね。

○ そう。

もう一つは、実は昨年、「津波災害」という本を書いたんですが、その前に逃げるということの重要性を知っていただきたいというので、実は去年の7月ぐらいから「逃げましよう」という大人向けの絵本をつくって、この3月に納品ということになった途端に災害が起こったものですから、ちょっと書き加えました。今、絵本の出版については会社と交渉中でしてまもなく結果がわかります。

本の内容は、津波だけではなくて、土砂災害、洪水、高潮などのすべての災害で逃げるということがとても軽んじられているということがわかっていましたので、80ページぐら

いのものなのですが、これは一生ものに使ってもらおうという形で具現化しようとしています。もし提言のところに書くのであれば、ちょっと私にそこは書かせていただきたいと思っていますので、よろしく。

○ 企業でも、議論を重ねていくと最後は各論のテーマや予算面でどう折り合いをつけるかという難しい調整を行っています。提言をまとめる段階でも、原発の問題は現在進行形で存在しており、どうするかがはっきり示すのが難しいことは念頭に置かなければいけません。各論でA案かB案か、将来についてははっきりせよと言っても、今の状況ではA案かB案か、あるいはそのどちらでもないということもあります。これでは迫力を欠くわけです。

もちろんはっきりした方がいいでしょうが、現実的にはなかなか白黒付かないところがあるので、このジレンマを悩み抜いた証左としてきちんと出すことで、迫力ある表現にすることができると思います。

また、議論はなされたが盛り込まれていない内容として、例えば大学の復旧という話がありました。

あと、被災弱者に関して、高齢者、幼児、児童については議論されましたが、留学生を含めた外国人や、女性の立場については余り話題に上らなかったのではないかと感じております。議論から抜けてしまったものをどう扱うか考える必要があると思います。

さらにもう一点。観光の話が委員の皆さんから伺い、自給自足的なものがよいとされている印象を持ちました。しかしながら、それは産業の成長という観点から見ると失敗していく方向だと思います。アメリカで言う「州を超えた輸出」のような、東北地方からの輸出、海外だけでなく、東京や関西への輸出を促進していかないと経済として成り立たないと思います。

第1回の会議で、東北は片務的な役割を果たしてきたと申上げました。今度は都会が東北を助ける番ではないでしょうか。東北の3次産業は、どちらかという域内で閉じた経済です。東北にとって外貨を稼ぐ有力なツールの1つが、私は観光だろうと思います。その意味で、観光は非常に重要だと思います。

あとは、ハザードという言葉が、途中から災害となっています。それから、「強靱な国土」と言っておきながら、すぐ後で「しなやかな国土」と言っていて、これでは強くするのが逃げるのかよくわからない。こういった表現に関して一貫性を持っていただきたいと思いますので、この点もご確認ください。

○ 実はハザードという言葉は、もう10数年前から日本語に訳そうとしてきたんですね。これは、ハザードマップをつくるのは国土交通省の河川局の河川とか海岸担当そして農林水産省や消防庁、内閣府の所掌ということで、関係省庁が集まってどうつくるか、マニュアル作りをやってきたんです。

結局、日本語は災害しかないんですよ。ハザードとディザスターは何が違うかというと、ハザードは物理現象です。被害が出るとディザスターなんです。ですから、英語の方が定

義がきっちりしているんですよ。それを、ハザードを日本語で災害と訳してしまうと、かえって今となっては混乱が起こる。専門家というか、災害の研究者はそういうふうにつきっきりと理解していますので、そういうものを報告書に書くときは、それは反映しないといけないわけです。いきなりハザードを災害と訳してしまうと、今度は専門家の方が困ってしまうとか、専門用語の導入の経緯がありますので、それぞれの事情を無視できないわけです。

○ 心のケアという問題が書き込まれているんですけども、子ども限定なんですよ。実は、精神科医の先生と一緒に被災地を少し歩かして、被災地の家族の中のDV、ドメスティックバイオレンスが非常に厳しい形で起きているということを知りました。

心のケアというのは、単に子どもの問題ではなくて、男たちも女たちも家族そのものをきちんと支えていくように救援体制を広げておかないと、子どもの問題だけではありませんから、是非それも書き込んでいただければと思います。そうすると、精神科医の先生たちとかが組織的に入りやすくなるということがあります。

もう一つ、我々が今、つくっている提言というのは、世界へのメッセージである。日本という国家がこの未曾有の大災害の中でどのように立ち上がっていくのか、どのような方向に向かって生きていくのかということを示すものなんですね。ですから、世界へのメッセージであるということを示す意識しながら書きましようということなんです。

○ 今、お話、ありましたけれども、私ども、事故が起きてから約2万件、放射線に関するさまざまな問い合わせが、電話に出ると、本当に涙が出るような話ばかりなんです。そういうことも後でいずれまた、まとめたものを参考までに見ていただきたいなと思っております。そういう意味から、今の子どものケアも勿論ですけども、大人のケアから、さまざまなケア、原発の事故によって出ておりますので、ひとつ。

それから、もう一つ、さっきありがたかったんですけども、エネルギーの話がありました。これも私ども、紹介させていただいたときに申し上げましたけれども、水力の只見川の電源開発から始まって、地熱、火力、それから浜通りの方では太陽光から波力までできる。

まさに福島県東西にわたって、さまざまなエネルギーが可能な地域であるということ踏まえていただいて、エネルギーの研究機関ということは、原発被害者にとっても大きな力強さになると思いますし、ちょうど私どもも今、福島県の復興ビジョンをつくっております。その中でも一つの大きなかなめになっておりますので、是非御理解いただきたいと思っております。

○ 実は、この2か月間、15人の委員と検討部会でいろいろ議論していただいて、つくろうとしていますね。さっき女性の問題とか言われたとおりで、漏れているテーマ。つまり、これからの復興過程で出てくる問題は必ずある。それは、阪神大震災の10年目で検証会議をやって、どういうことを議論しなければいけないかということがまとめられているんですよ。

ですから、それをちょっと参考にいただいて、今までは出ていないけれども、これから必ず共通に出てくるぞというわけです。こういうものに少し触れておかないと、何だ、これだけかということになりかねません。時代が変わっていくと、それが出ていきますので、そここのところの配慮をお願いしたいのです。

○ 一言、言い忘れたことがありました。世界は片仮名のフクシマを見つめているということをお忘れないようにしましょうということです。

○ 将来世代に負担を先送りすることなくという、こここのところに私は抵抗感がありますので、この次に正文が出てくると、これが先に新聞に出てひとり歩きするので、私は長期国債というものも位置付けるべきであるということで、仮に東京で震災があつて100兆円になつても、この言葉で頑張れるんですかというところです。

○ 御厨議長代理 ありがとうございます。それでは、私の担当する部分に関しては、そろそろお時間でございます。

それで、さっき皆さんいろいろおっしゃいましたが、この骨子案というのが新聞に出て、心底驚いたのは私でございます。私は地方に出張しております、地方の記者から出ていますと言われて、いや、そんなはずはないだろう。要するに、それをつくるのは私で、私はここにいるんだから、出るわけがないと言ったら新聞に出ていて、非常に驚いたということがありまして。ですから、今回、これから後のことに関しては後で議長の方からお話がありますけれども、少し用心深くやりたいと思っております。

では、一応これで今回、議長にお返しします。

○ 議長 御苦労さまでした。もし、漏れている点に気が付いたら、遠慮なく事務局の方にメモを送っていただいたら、それもあわせて議長代理が受けとめると思っています。

それでは、今日出ているメモであります、大西委員から先ほど御報告いただいて、もうほかの皆さんも議論の中で尽くしていただいた場合と、そうでない場合があると思うんですが、まだ尽くされていないと思われるメモを発出の方、お願いします。

○ 玄侑委員 また牛か、と言われそうなんですけれども、福島県の今の状況というのは、非常に混乱しております、放射能に対する国の態度というのが一貫性がないというか、矛盾をはらんでいます。たとえば年間20mSv以上は計画的避難をしろと言いつつ、20ミリ以下なら子どもも表で遊んでいいと言ったわけです。また、今、問題になっているのは、やはり内部被曝だと思わなければならないんですけれども、内部被曝というのがかなり人間においても可能性が出てきているなかで、牛は殺せというわけです。牛は殺せというのに人は大丈夫なのか。そこが物すごく、今、疑心暗鬼を生んでいるところでありまして、先日、母親7人の母乳から放射性セシウムが出たわけですね。しかも、北里大学の海野教授は乳児が飲み続けても健康への影響は全くないと言い切っているわけです。そういう内部被曝であるのに、なぜ牛は殺処分しなければいけないのかと、この矛盾した態度が非常に疑心を生んでいるわけです。本当は人間もどうにかしたいんじゃないのかというような気持ちが芽生えている状況であります。

現実には、ある人の報告では、20キロ圏内の牛が今も2,000頭以上は元気に生きているようです。ごく最近、20km圏内に入った方々は、花が咲き乱れて、犬、猫と牛がいて、まるで極楽のようだったと言っていますけれども、つまり、殺処分を承諾しないまま、牛が放し飼い状態なんですね。当初拒否した人が、ずっと拒否し続けているので、今後、承諾の見込みがないままこの状態で放置するのか、ということです。もしも政府が方針を変えず、牛は殺処分すべきだと言い続けながら、しかし了承しないから殺処分できませんでしたということになってくると、人間への不安というものがずっと消えないんです。ここで何らかの措置を取っていただかないと、人間の不安は永久に消えないと思うんです。

そのことと、それから、さっき申し上げた行政がなくなる危険性ですね。今、税収も全くなくて役場職員に給料を払い続けている行政に何らかの支援をいただかないと、町がなくなりそうです。

今、新潟なりあちこちに避難している人たちが、もうこっちで仕事を見つけたし、こっちに住もうかと、こっちの住民になってしまおうかという動きがどんどん出てきているわけですね。ますます行政崩壊の危機ですので、何らかの態度決定とご支援をお願いしたいと思えます。

○佐藤委員 福島というか、3県共通の財源の話であります。それぞれの県でやっていると思いますが、私どもの県でもインフラの復旧、地震、津波被害の対策を全力で進めておりますけれども、ほかに膨大な災害復旧経費、それから、今、玄侑委員もおっしゃいましたが、県税収入が劇的に減っておりますして、県の財政の運営は、もうぎりぎりまで追い込まれているという認識をそれぞれ持っていただきたい。

それから、交付金なんですけれども、どうしても交付金というのは、ひも付き的なものが非常に多いところがあるものですから、自由度の高い交付金、それで、被災団体が自由な裁量で、活用できるような仕組みをつくっていただきたい。

それから、地方債の償還財源、産業雇用生活対策など、復旧・復興財源については、被災団体が安心して取り組めるように、地方交付税総額の別枠確保、どうしても補助金のほか、地方交付税でそのケアをしますよということ、グレーゾーンの地方交付税があるものですから、この災害、被災については、やはり明確な、これが間違いなく災害の交付税であると、色が付いていれば一番いいんですけれども、極力色を付けて交付税措置をしていただきたい。

もう一つは、さっきの私どもの特別立法で、これは長期、復興基金についても、相当対応しないと、それこそ、先ほど私どもも3万5,000人以上が実は、福島県外、北海道から沖縄までまいておまして、相当の福島県の再生をしないと、なかなか皆さんの戻ってくるような状況がつかれない、そういうふうな中で、復興基金というのが、どうしてもやはり必要になってくるので、その御理解をいただきたい。

○高成田委員 委員提出資料についてお話ししますが、その前に、1点だけ、今日も飯尾部会長のお話の中でも、地方に対する一括交付金あるいは基金、上の方の基金ですね。こ

れについて手法として必要ではないかというような意見もあったということもありますし、各自治体からも出ているので、金額はともかく、やはりこれからの手法として一括交付金あるいは基金ですね。この手法は取り入れるべきだということで、もし、ここで合意できるのであれば、していただければ、今、各県あるいは市町村は一生懸命プランづくりをしているので、この一言の言葉があれば、相当前に進むので、この一言で、もし、包括合意ができるのであれば、いかがでしょうかということ、まず、提案したいと思います。

○議長 これはどうですか、検討部会の方で、この問題は検討しましたか。

○飯尾部会長 ただ、その中身を考えないと、なかなか言葉だけを言うということについては、ちょっと消極的でございます。まだ、今、この段階で合意をされても、余り言葉が先行しても何が対象になるのかわからなければ、ちょっと問題が多いので、検討することはよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。ちょっとそこまでは検討部会では結論が出せないということで、御報告したところでございます。

○議長 基金の難しい状況については、報告がありましたね。他方、一括交付金は余り立ち入って検討していないですね。つまり、用途について裁量の自由がある、そういう資金がほしいということなんですね。

○ さっきも申しましたように、必要なものは、やはり積み上げで財源を確保すべきだと思います。

その中で、今もお話があったような、従来の枠組みの中ではなかなか使い勝手が悪い部分については、これは基金なども含めて、使いやすい枠組みというのを提言する必要があると思います。

その中で、例えば先ほどの、補助率については、計算の仕方はいろいろあると思いますが、補助率が非常に低くて、地方自治体の、特に市町村の負担が重くなるようなものについては、国の補助率を高めるということも必要だと思います。

ただ、その際には、やはり地方自治体は文字どおり独立した自治体であり、100%国費というのであれば、これは国の直轄事業になってしまいますから、ある程度は何らかの形で地方が負担するというスキームでなければいけないと思います。もちろん地方の負担比率を低くすることはあっていいと思いますけれども。

それから、もう一つは、国費を投入する以上、一括交付金であっても、事後的にきちんと使い方が透明性高く説明できる、説明責任が果たせるようにする。あるいは透明性が高い形でそのような仕組みが導入される、それは最低条件だと思います。

○ 今の補助金の話ですけれども、例えばその2分の1とか、3分の2とか補助金がありますね。あと、その2分の1と3分の1の分をどうするんだとか、大体交付金の措置というのがあるんですよ。だから、これも通常の行政の中での話ならわかりますけれども、そうじゃなくて、このような災害に遭ったときというのは、やはり交付金が、交付税がきちんとはつきりしたものであるということを私は言いたい。

ですから、100%国の補助と云ったら、国家の直営と同じじゃないか、その議論とはちょ

っと違うと思う。今度の福島県の原子力災害があります。学校の校庭の表土を排除、これは人災とかなんかではあるけれども、原子力災害の補助率は、実は激甚災害の適用をしている。そうなってくると、地元の負担というのは、相当出てきてしまうんです。しかし、これは本当に思いがけない。

もう一つは、今、この事故が起きて、政府がいろんな話をしている。そうすると、やはり地方の小さな財政の1,000万円と、国の1,000万円とは全然違うんです。国から見たら1,000万円ぐらいはということはあるかもしれませんが。しかし、地方の本当に何千人の村、町の1,000万円は大変な費用になりますので、私は、今度の災害については、本当に国策という名前は余り使い過ぎているということと言われるときがあるんですけども、国策の原発災害、それは100%国の責任を持って対応していただきたいというふうなことを申し上げておりますので、これについても御理解いただければと思っております。

○ 基金について、私国、県、民間からの義援金などを原資に復興基金を設立して、被災者支援の人材派遣復興事業の起業、神社仏閣などの復興等、地域の創造的復興のために、と文書で意見を出しています。

今の議論、さっきの資料だと、従来のものは、運用型の、つまり果実を使うという、原資が残るといふ、そういう基金ですね。

ところが、国債の利回りが1.1%程度なので、相当積まないと使えるようなものにならないということで、取り崩し型元金を使ってしまふという、そういう基金がどうかというのが佐藤委員からの御提案の中に入っていたと思うんですね。そのこのところの議論は詰まっていないというふうに思うんですね。義援金であれば、これは使い切ってもいいと思うんですが、税金の部分について、それだと補助金と一緒にじゃないかということになるので、何年も基金として積んで使ってしまうという、その意思決定の仕方が毎年の財政の決め方とは違うということで、その辺が議論になるんだらうと思うんですね。そこは、少し詰めておく必要があると思うんですが、私は義援金が幾らかというのを、ここで余りはつきりされていなかったと思うんですが、いずれにしても、どのくらいのボリュームのものが、いわゆる取り崩し型の基金として使えるのかということをおる程度整理をして、それでそれがどの程度の事業に相当するのかということを見極めることができたなら、是非、取り崩し型の基金というのを入れるべきではないかと。

○議長 義援金は総額2,500億ですね。その中で、そういうふうに見えるものと、そうじゃないものというのは、性格からできるんですか。

○ いや、ほかで使ってしまったのがありますね。義援金の中でも、それぞれ配ってしまうという。

○議長 個人にね。

○ ええ、それは先に配ってしまうので、プールして使うというのがどのくらいになるのかですね。

○ だから、やっぱりこの中でもちょっと義援金の話が出たときに、余り細かい話だとい

うので、それほど詰めてやらなかったですね。ですけれども、やはりそれだけの義援金があれば、幾らかは復興基金にして、それを使い切るというような形でやることも可能なんですね。ですから、これは県レベルで言っていただいたらいいと思うんですよ。

というのは、あの執行については、だれも実は命令できないんですよ。義援金についてはね。だから、今、とりあえず、厚生労働省が委員会をつくっているだけであって、国がやるものでもないし、だけれども3県を中心を広がりがあるので、それをそれぞれがやるというのは、とても大変だからということで、国が一応やっているという、そういう認識です。

○議長 では、県の方から厚生労働省の委員会に要求すればよいのですか。

○ そうです。こういう基金をつくりたいと言われたらいいと思いますよ。

○ 義援金は、要は寄附をされた方の意思が最大限尊重されるということです。ですから、どういう目的で使うかということきちんと明記しておかないといけないので、義援金は被災者に渡してくれということで集めていますので、来たお金は全員被災者に平等に配らなければいけないと思います。

宮城県の場合は、そういうことも想定いたしまして、県への寄附金という口座と、義援金という口座と2つつくりまして、寄附金のものは県が使わせていただきます。それで、義援金で来たものは全員に配ると、1円たりとも残さないということでやっておりますので、ちょっと義援金を使ってというのはちょっと難しい。

○ 寄附金の方がいいですね。

○ そういう口座をつくれれば大丈夫だと思います。

○議長 寄附金も結構ありますか、義援金に近いくらいありますか。

○ 当然義援金の方が圧倒的に。

○高成田委員 飯尾部会長が消極的だというものを、無理やりということはありませんで、今日は撤回いたします。この話は撤回して、私の提案の方でありますけれども、村井委員の方から出されているきれいなカラーの方で優先順位というのがあって、これは検討部会でも議論したところで、これも飯尾部会長が随分、第5順位まであって煩雑ですねという感想を言っておられました。

それで、村井委員からも全部撤廃したらという提案があり、私もこれを全面的に支持すると言っておいて、今日になってはしごを外すようで誠に申し訳ないんですが、全部撤廃となると、民間の大手企業が入ってきてしまうんじゃないかとか、漁業者が追い出されるんじゃないかというような声があったので、そういうことの誤解を解くために、この村井委員の絵で言えば、1、2、3を1つのグループとして第1グループとする。そして、4、5を第2グループとして、第1グループについては、いわゆる漁業法上の第1順位とすると、そして、4、5を第2順位とするという1つの提案をしたいと思います。

これだと、煩雑だということにも避けられますし、これで民間企業が入ってきて漁業者が追い出されるというような無用な誤解を避ける意味もあります。

そして、実際に漁業の現場では、これから漁業をやっていこうという人たちが、地元の民間企業などと組んでいろんなことをやりたいと言っています。その熱意というか、その意欲を今のままではそがれてしまうので、是非、この第1グループ、第1順位ということで、その意欲をくみ取ってやるというふうにして、これもまた法律事項ですから、例えば特区法という中で処理していかなければいけないと思いますけれども、そういう形で、多分、知事は御不満だろうと思いますけれども、やはり全部を取っ払うというのは、いろいろ反発もあるということであれば、実を取って、実際にやりたいという漁業者の声を漁業者が主体的にやるというところを、是非生かしていただきたいということで、御提案します。

○村井委員 今の委員の御意見は、大変、私も落としどころとしていいと思います。

私の資料をちょっとごらんいただければと思いますけれども、第1、第2、第3順位を第1順位とすると。第4、第5を第2順位とするというふうにして特区にするということです。

この間、部会の方で検討されて、今のこの第1順位から第5順位を触らないままでも、企業が参入できるんじゃないかというようなお話があったというふうに聞いております。

実は、非常に難しいということを、ちょっと説明させていただきたいと思います。

現在、第1から第5順位、1枚目ですけれども、右側の方を見ていただきたいと思いません。

マグロ養殖で、民間企業が参入している事例を調べてみましたら、第1順位、漁協の下にぶら下がって企業が参入しているという例が約40社ございました。その下に第2順位、第3順位というのは事例がございませんでした。第4順位というのが、2社ございました。ただ、第4順位というのが、2社どうやって入っているかといいますと、この企業がですね、これは、その県によって漁協がたくさんございまして、1つの漁協が、もうおれたちはいいから、あなたのところの企業に漁業権をあげるからということで入っているということでございます。

では、今、高成田委員が言われた、第2順位、第3順位の地元漁民中心の法人というのは、どういうものかというのと、3ページをごらんください。

3ページは、これは農業における民間企業の参入の例です。農業生産法人です。つまり、農業生産法人というのは、どういうものかと言いますと、例えば右側のブルーの色を見ていただきたいと思います。県内にあるAという会社、実際、宮城県にある会社ですけれども、パプリカを生産しております。そこは資本金が1億円なんですけれども、議決権を持っている出資の割合を地元農業者が5人で270万円出して、50%強、そのAという企業は50%弱にしまして、議決権は農家が持っている。そして、資本金をほかの議決権のない資本金を入れて、あと、国の補助金、政策金融公庫、民間の資金なんかを入れて、約25億でパプリカを生産しているということでございます。

ここのいいことは、信用のある企業でございますので、銀行からお金を調達したり、自

分でお金を調達することができた。

この農業生産法人は、JA、農協の組合員にはなっていませんし、農協に出荷を行っていないと、自分でやっているということです。

この高成田委員がおっしゃっているのは、農業生産法人と同じようなものを漁業にも当てはめたらどうだろうかということでございます。

ここで2ページをごらんください。では、それをつくって、第1順位、第2順位、第3順位の今のままでできるのではないかと、つまり、そういった企業をつくっても、漁協の下にぶら下がればいけないかと、漁業の組合員になればいけないかという御意見があるわけです。

そうするときの企業側のデメリットは、漁協の下に入る、つまり漁協の組合員になるということは、企業のデメリットですけれども、漁協側に出資金、漁場の行使料、販売手数料、賦課金等を、まず、払わなければいけないのです。それから自由な販売ができません。

3つ目は、漁協に沿わなければ追い出させる可能性も出てくる。どうしてかということ、宮城県は、1つの海を1つの漁協が持っているんです。岩手県は違います。岩手県は幾つかの漁協が海を持っているんです。宮城県は、1県1漁協なんですよ。

したがって、もう宮城県の漁協の下にぶら下がらないと入れないような構図になっているんです。先ほど1ページ目で言いました第4順位にあった、この2社のように漁協と調整して、そこだけ譲ってくれということもできないということなんです。そこが非常に難しい。

そして、地域のデメリットとしては、企業に地元漁民が参画するという要件になっていないんですね。漁協の下にぶら下がるということになってきますと、先ほど言った1ページ目の約40社というのを調べてみたら、全部ではないんですけれども、大体が民間企業100%の出資の資本金の会社になってしまっているんです。漁業の人たちと、漁民の人たちと一緒に投資してつくっている企業というのは、余りないんです。

なぜかということ、当然出資金だとか、漁場行使料というのを漁協に払わなければいけませんから、できるだけ利益を上げるような体制にするために、出資は自分たちで出資して、権利は自分たちで持つということになってしまいます。

そうすると、どういうことになってくるかということ、地域のデメリットの(2)、2行目に書いていますが、過去宮城県において、ギンザケの養殖業で契約栽培をしたと、技術提供、種苗、えさの供給等を行ったと約束した会社が、いざ始まったら、一方的に撤退してしまったと、これを当てにして設備投資を行っていた地元の漁業者が損失を被ってしまったという事例がございました。

それを例にして、地元の漁業者の人たちは、民間企業はすぐ撤退するということを言っているんです。決して、一緒に出資をすると、そういうことにならないということであります。

次に、4ページ目、これが、今、高成田委員がおっしゃったアイデアでございます。

最後に、5ページ目をごらんください。では、だれが、なぜそこまでしているのに漁協が反対するのかということですが、当然ですが、漁業にとったら、民間企業に漁業権を与えるということは、出資金、漁場行使料、販売手数料とか入らなくなるということは、収益が減るということです。だから、やはりどうしても反対する。これはもっともなんです。では、今のままでいいのかということですが、これを見ていただきたいと思います。宮城県における海面漁業の就業者数ですが、2003年に1万1,449人いたんです。それが2008年になると9,753人、たった5年間で15%減っているんです。しかも、今回、津波で亡くなったり、行方不明になったり、あるいはこれでやめるといふ人たちが3割ぐらいおられるということですから、恐らく7,000人ぐらいになっているということです。

しかも年齢構成を見ると、このとおり、60歳以上の方たちが、46.5、50歳以上の方たちが72.8なんですよ。ということは、このまま行くと、一気に高齢化が進んで漁業を営む人たちがいなくなってしまうということです。

したがって、いずれこのままの体制でいたとしても、漁協は、組合員の数が増減しますから、経営が非常に難しくなる。私はここで民間企業に、例えば漁協の職員を採用してもらうなんかをして、漁協のスリム化も図らなければいけないと思っているということなんです。

それで、このままでもできるというのは、当然理論的にはできる話なんですけれども、しかし、私は民間企業にとってはこれでは進まないと思います。実際、いろんな民間企業の人たちと話していると、やはりこういったシステムのままでと、なかなか投資しづらいということをおっしゃっているということでもあります。私としては、早く企業と漁業者の人たちをマッチングして、いい仕事をさせたいと思っておりますので、是非、高成田委員の案を採用していただきたいと思います。

しかも、この案は、必ずしも全員そうしろということではなくて、選択肢を1つつくるということですので、それが嫌だという人たちは、今までどおりやればいいですし、岩手県はやらなくてもいいですし、福島県も嫌だというならやらなくていい、宮城県の一部の漁業者の人たちが、そういうスキームでチャレンジすればいいと、まさに特区なんです。したがって、是非、その辺につきましては、書き込んでいただきたい。

ちなみに、先ほどの各委員からの御意見一覧に、それに関して私と高成田委員の訂正案が出ていますけれども、高成田委員の方が文章としていいので、私の方を下げ、高成田委員の方を採用していただければと思います。

○達増委員 提出資料の1枚目は、岩手県の復興基本計画案を策定したので、そのお知らせであります。本体は別冊として用意してございます。

ちなみに8年計画になっていまして、第1期の「基盤復興期間」が3年、その後の「本格復興期間」が3年で、第3期の「更なる展開への連結期間」が2年となっています。これはやはり、仮設住宅の次のきちっとしたところに住むことや、地域で「なりわい」が再

生し、きちっと地域で働けるようになるというのが3年とか6年くらいのところで見通しを立てる必要がある。このようなことについて10年、20年経たなければ見通しが立たないということになると、この地域にずっといていいのだろうかというふうに悩ませてしまうことになり、非常にまずいと考えています。勿論、6年で全部終わらせるというのは無理がありますので、フォローアップ、そして次へのつなぎということで、プラス2年して8か年計画になっているものであります。

2枚目からは、今週、県議会で可決された県の補正予算で、いかに予算が巨額になり、県負担が多くなるかという例であります。水産業関係では国庫として2次補正で決まるような内容を既に織り込んでいまして、2次補正が決まらなるとそこがもっと赤字になってしまうような予算をつくっているという紹介であります。

このような事例が8ページ、9ページとあって、その後「開かれた復興企画」公募・実現スキームを紹介しています。この復興基本計画という行政のラインを中心にして進める復興と別に、県内産学官連携組織、県ではない別の主体が復興政策を言わばコンテスト的に公募し、「それはいい」、「それでは、うちがお金を出そう」というような、企業が提案された復興施策に呼応して取組を進めるもの。開かれた復興、そして「新しい公共」というコンセプトは復興への提言骨子にもありますが、その開かれた復興や「新しい公共」を具体化する政策として紹介するものであります。

次にあるのが「岩手復興特区に追加する2つの特区」であります。今日の前半に飯尾部会長から紹介された東北の科学研究に関する話とか、交通ネットワークに関する話に対応するような2つの特区を追加的に考えてきました。特に交通ネットワーク特区については、例の復興道路が普通にしているとB/C、費用対効果の厳しい数値が基準となり、人口の少ない地域では非常に不利になるのですが、この津波常襲地域を含むような地域においては命の道路、災害対策というのも基準の中にきちっと取り込んだ形の独特の基準で整備するというような特区になっています。

○村井委員 皆さんのところに森林の関係と、あと、高等教育、大学について書かせていただきました。

まず、森林関係ですけれども、東北地方が持つ森林・林業のポテンシャルを活用いたしまして、資源循環型社会の先導となるモデルを森林利用先導モデル地域として創生しまして、産業振興・復興を図ろうというものであります。

資料の1枚目の下段に、3つのテーマで構成する提案を示しております。

まず、1点目はサプライチェーンの復興でございます。これは岩手県さんからも話があったかと思えますけれども、かなり合板工場等がやられたということで、これの復興の是非でございます。

2点目は、海岸防災林の再生でございます。

3つ目は、木質バイオマスの多角的利用モデルの確立でございます。これは少しだけ説明させていただきますと、木質資源を利用したコジェネレーションの体制整備やバイオマ

ス産業の創出による雇用の創出など、木質バイオマスの利用モデルの確立を進めてはどうかと考えています。今回、大変瓦れきも出ましたので、非常に面白いのではないかと考えています。

そのイメージは2枚目の資料にございますが、木質バイオマスを炭化・除塩して、炭の形にして、長期保存性に優れた燃料資材や環境資材として活用するシステムでございます。例えば合板企業等が立地し、木質バイオマス利用企業の集約化が図られております石巻などは非常に面白いのではないかと考えております。非常に面白いアイデアだと言われておりますので、是非、この辺を少しでも書き込んでもらおうと思っております。

2つ目は、大学です。テーマは「大学等との連携による地域復興」であります。

大学等、高等教育研究機関、研究力、専門性、マンパワー等を持つことから、被災地の復興に積極的に参画していただきたいと考えております。御厨先生の案も、大学のことはもう少し厚みがあった方がいいかなと思っておりますので、少しお話ししたいと思っております。

大学が被災地の復興のために十分に機能を発揮するための条件整備が必要となりますことから、下に書いてございますが、5つ提案したいと思っております。

1つは、震災で失われた研究機能の復活と人材育成体制の強化。

2つ目は、地域復興のための現地活動拠点の整備。

3つ目は、地域医療の再生。東北地方は従来から医師不足は深刻であります。この大震災により一層、その深刻さが増したわけでございます。仮称でございますが、東北メディカル・メガバンクという組織を創設いたしまして、人材育成や医療情報ネットワークの構築、ゲノム医療の基礎研究等に取り組もうというものでございます。

4つ目は、今後の津波防災のための研究拠点の整備で、これも仮称でございますが、環太平洋津波リサーチセンターといったようなものを設立して、世界規模で津波の調査研究を行ったらどうか。福島には原発の研究拠点を、宮城には津波の研究拠点をということでしょうか。

5つ目は、これらの研究や実践活動を支えるための学術研究基金の創設といったようなものでございます。大学もかなり被災しておりますので、こういった学術研究基金といったようなものも創設していただければということでございます。大学の英知が地域振興の推進力になることを御認識いただきまして、御厨先生、申し訳ございませんが、今ごろまだ提案するのかわかれるかもしれませんけれども、是非、何らかの形で書き込んでいただくと大変ありがたいと思っております。

○議長 鮮明な提案、ありがとうございました。

大変延長戦となりましたけれども、皆さんに幾多の示唆をいただいて、御厨議長代理は大変幸せだと思っております。御苦労様ですが、バランスを失わない範囲で入れ込んでいただけたらと思っております。

それから、先ほど申しました、抜けているテーマに気がつけばということについて、ありましたら、できたら明日のうちに提案していただくと組み込むのがやさしいので、よろ

しく御協力をお願いいたします。

それから、申し上げたとおり、次回、提言案文を御厨議長代理が用意してくれるわけです。これを事前に見ていただかなければいけないとも思いますが、事前に配付すれば、このたびの実績から見ても、必ず漏れる。それで、今度の草案の場合には、これは文章化された最初の第1草案で、それを我々、次の会議、その次の会議で大いにもんでやりたいんです。ところが、それが出てしまいますと、もう決まりみたいな調子に報道されるに違いない。このたびのものと少し性格が違うんです。

それで、恐縮であります。事前にお送りするのは勘弁していただいて、次回は6月18日(土)の13時から会議ですが、当日、読む時間が取れるように早目においでいただければ事前に読んでいただけるというふうにさせていただきたいと思うんです。

一応、13時から17時まで4時間程度を予定しておりますが、しかし、何しろ大事な局面ですので、集中的議論が延びれば19時に、それでもだめならば、更に場所を変えて延長戦もあり得るかもしれません。したがって次回は、4時間以内ということは必ずしも守れないということを覚悟して、是非、しっかり議論していただけたらと思います。

なお、そこで済まない場合には、皆さんの御都合を伺いましたところ、6月22日水曜日の10時から13時までが比較的御都合のつく方が多い。それで、必要ならばそこでも議論する。もし、もうこれで結構であれば、次の会の後、最終へ向かいますけれども、やはりしっかりとここで議論しておかなければならないということを考えますと、22日水曜日の10時から13時までということも心づもりしていただければ幸いです。

そういうことを経て、第1次提言をつくり上げたいと思っております。

○ 時間の使い方ですけれども、今の議長のお心づもりでは、25日に提言を手渡すべき。そうすると、25日は議論するといろんな意見が出て、印刷に間に合わないから、実質的にはその前にかんがいの程度でき上がっているということを考えると、25日というのは場合によっては1時間ぐらいで終わるといようなことになるので、せっかくの土曜日が無駄になるので、例えば25日の午前中は議論して、その結果を午後にとりまとめて印刷して、夕方に渡すとか、25日にも実質議論する時間を取れば工夫ができるのかなと思います。

○議長 そうですね。その午前の議論をやった結果、印刷に回せる状態になるのかどうかはわかりません。

○ いや、22日もやる。

○議長 22日もやって、そして25日、おっしゃるように、このときには済まないということであれば、場合によったらその日、延長戦をやる。

○ いつですか。

○議長 25日に渡すことを目標にしておりますが、どうしてもできない場合には月曜日に渡すということもあり得ると思うんです。

○ そうすれば25日は、議論すれば幾らでも出てくると思うので、それを段取りを決めていただいた方がね。

○議長 22日に追加の議論をやって、できればそこで実質的にまとめて、25日に総理に渡すということを、今、希望する段取りとしております。

○ もう延ばさない方がいいでしょう。25日に決めた方がいいと思います。

○ やはり25日を過ぎてしまうと、また何だかんだと言われてしまいます。

○ おしゃるとおり25日提出にするのが良いと思います。

○ そこはもうデッドラインにした方がいいと思います。

○ 25日の午前中は実質的な会議をやって、12時なら12時に打ち切る。それから、あと、最後にとりまとめて、夕方にお渡しするとか、それは一つの最悪の場合です。

○議長 25日に修正してね。

○ だから、22日でも大体、実質的にいいということであれば、それでいいんです。

○議長 最悪の場合といいますか、まとめ切らない場合に、25日になお議論しなければいけないという場合は考えられますが、22日に皆さんに、3人の知事さんがおられないのは残念ですけれども、集まっていただいて、議論を尽くすことができ、それであれば、25日はもう実質の討議ではなくて手交する日とさせていただきたい。22日にやったけれども、とてもではない、まだまだ議論しなければいけないという場合には、その時に別の案を考慮させていただくというふうにしたいと思います。

○ 私、25日は出れるんです。やはり1回納得した上で、被災県の知事として少し心配なんです。

25日もやっていただけるなら、22日にやっていただいてもいいですけれども、22日にやって終わったら、25日はやらないんでしょう。

○ いや、やります。

○ 25日は必ずやってくれるんですか。

○ 必ずやります。

○ 必ずやるんですね。

○ だけれども、お渡しするので、儀式になる可能性もあります。

○議長 25日にお渡ししたいと考えているんです。

○ 修正の可能性はあるんですか。

○議長 どうしても修正の必要があればですね。総理の予定もありますから、避けたいですけれどもね。

○御厨議長代理 それと、やはり、一応25日が予定になっているので、それをもし超えるとなると、なかなかメディア的にもたない感じがします。

○ 25日とは言っていないのではないですか。6月中と言っているのではないですか。

○ 要するに中身の話ではなくて、対立して期日までにまとめられなかったというつまらないことを言われてしまうんです。

○議長代理 ですから、まだ日は言っていないけれども、大体わかるではないですか。

○ しかし、言っていないということが大事で、6月中ですよ。

- やはり 25 日が良いでしょう。
- 私も 25 日でいいと思うんですが、さっきのは知事には伝わったのでしょうか。
- 議長代理 ですから、お聞きできるようなそれを工夫したらいいのではないですか。
- 議長 そうですね。できるだけ、次回に実質討議を済ませてね。
- 最後の最後にね。
- 議長代理 やはり画竜点睛を欠くという言葉がありますから、それはまずいかもしれないです。ただ、必ずしも集まる必要はないので、何かうまくやっていただいた方がいいと思います。
- そういうわけにはいかないと思います。
- 議長代理 いや、私はそれもできると思います。次回で大体決まってしまうからね。ですから、とにかく次回頑張ると。
- 徹夜になってもいいから、次回やりましょう。
- 議長 延長戦になってもね。
それでは、次回、できるだけ詰めてしまうという決意で頑張ろうということです。
どうも、長い間ありがとうございました。